

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<h2>第1編 共通編</h2> <h3>第1章 総 則</h3>		
<p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>1. 監督員</p> <p>監督員とは、工事請負契約書第9条に基づき、発注者から受注者に通知された監督業務を担当し、契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾または協議、工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、設計図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施を行う者をいう。</p>	<p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>1. 監督員</p> <p>監督員とは、工事請負契約書第9条に基づき、発注者から受注者に通知された者をいう。</p>	<p>(一部追加)</p> <p>監督員用語の定義について内容の補完</p>
<p>21. 電子納品</p> <p>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R)に格納して2部提出する。なお、協議により電子納品の対象外とした書類は、従来通り紙で納品する。</p>	<p>21. 電子納品</p> <p>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p>	<p>(一部追加)</p> <p>電子納品用語の定義について内容の補完</p>
<p>22. 情報共有システム</p> <p>情報共有システムとは、監督員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう</p>		<p>(新規)</p> <p>情報共有システムが普及していることから追加</p>
<p>23. 書面</p> <p>書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、手書き、印刷物、情報共有システム等を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、現場代理人、監理（主任）技術者及び監督員の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載したのも有効とする。</p>		<p>(一部追加)</p> <p>情報共有システムの内容を追加</p>
<p>24. 工事写真</p>	<p>23. 工事写真</p>	<p>番号修正</p>
<p>25. 工事帳票</p>	<p>24. 工事帳票</p>	<p>番号修正</p>
<p>26. 工事書類</p>	<p>25. 工事書類</p>	<p>番号修正</p>
<p>27. 契約関係書類</p>	<p>26. 契約関係書類</p>	<p>番号修正</p>
<p>28. 工事完成図書</p>	<p>27. 工事完成図書</p>	<p>番号修正</p>
<p>29. 電子成果品</p>	<p>28. 電子成果品</p>	<p>番号修正</p>
<p>30. 工事関係書類</p>	<p>39. 工事関係書類</p>	<p>番号修正</p>
<p>31. 確認</p>	<p>30. 確認</p>	<p>番号修正</p>
<p>32. 立会</p>	<p>31. 立会</p>	<p>番号修正</p>
<p>33. 段階確認</p> <p>段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p>		<p>番号修正</p> <p>3-1-1-1 から移動</p>
<p>34. 工事検査</p>	<p>32. 工事検査</p>	<p>番号修正</p>
<p>35. 検査員</p>	<p>33. 検査員</p>	<p>番号修正</p>

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
36. 同等以上の品質	34. 同等以上の品質	番号修正
37. 工期	35. 工期	番号修正
38. 工事開始日	36. 工事開始日	番号修正
39. 工事着手	37. 工事着手	番号修正
40. 準備期間	38. 準備期間	番号修正
41. 工事	39. 工事	番号修正
42. 本体工事	40. 本体工事	番号修正
43. 仮設工事	41. 仮設工事	番号修正
44. 工事区域	42. 工事区域	番号修正
45. 現場	43. 現場	番号修正
46. SI	44. SI	番号修正
47. 現場発生品	45. 現場発生品	番号修正
48. JIS規格	46. JIS規格	番号修正
1-1-1-3 設計図書の照査等 1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	1-1-1-3 設計図書の照査等 1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	(一部追加) 電子データの貸与を追加
1-1-1-4 ワンデーレスポンス ワンデーレスポンスについては、第1編1-1-1-5ウィークリースタンスによる。	3-1-1-16 工事監督ワンデーレスポンス 1. 一般事項 工事監督ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への発注者の回答は、基本的に「その日のうちに回答」することである。ただし、「その日のうちの回答」が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを発注者と受注者が協議のうえ、「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような、何らかの回答をその日のうちにすることである。 2. 適用規定 工事監督ワンデーレスポンスの対象工事は、原則、請負金額が2,500万円以上の工事とする。なお、請負金額が2,500万円未満の工事であっても、発注者と受注者の協議が整えば実施することができる。 3. 資料等の作成 受注者は、質問、協議にあたっては、発注者が何らかの回答をその日のうちにできるよう、現場の問題点、協議事項、回答期限等についての的確な資料等を作成しなければならない。「その日のうちの回答」が困難な場合は、「回答期限」について監督員と協議するものとする。 なお、発注者は、予告した「回答期限」を超過することが明らかになった場合は、その時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡しなければならない。 4. 工程管理方法 受注者は、計画工程表の提出にあたっては、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議しなければならない。 5. 問題が発生した場合の処置	3-1-1-16 から移動 ワンデーレスポンスな内容については、別途定める指針による

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
	受注者は、工事施工中において問題が発生した場合及び計画工程と実施工程に差異が生じた場合は、速やかに文書等により、監督員に報告しなければならない。	
<p>1-1-1-5 ウィークリースタンス 監督員及び受注者は、県土整備局が定める指針に基づき「ウィークリースタンスの実施に努める。 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p>		(新規) 工事中において、ウィークリースタンスの指針を定めたことから追加
<p>1-1-1-6 施工計画書 1. 一般事項 (15) 法定休日・所定休日(週休二日の導入) (16)その他</p>	1-1-1-5 施工計画書	番号修正 (一部追加) 週休二日の普及に伴う記載の追加
1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録	1-1-1-5 コリنز (CORINS) への登録	番号修正
1-1-1-8 監督員	1-1-1-6 監督員	番号修正
1-1-1-9 工事用地等の使用	1-1-1-7 工事用地等の使用	番号修正
1-1-1-10 工事着手	1-1-1-8 工事着手	番号修正
1-1-1-11 工事の下請負	1-1-1-9 工事の下請負	番号修正
1-1-1-12 施工体制台帳	1-1-1-10 施工体制台帳	番号修正
1-1-1-13 受発注者間の情報共有	1-1-1-11 受発注者間の情報共有	番号修正
1-1-1-14 受注者相互の協力	1-1-1-12 受注者相互の協力	番号修正
<p>1-1-1-15 調査・試験に対する協力 5. 低入札価格調査 (2)第1編 1-1-1-6に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p>	<p>1-1-1-13 調査・試験に対する協力 5. 低入札価格調査 (2)第1編 1-1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p>	番号修正
<p>1-1-1-16 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-44臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	<p>1-1-1-14 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-42臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	番号修正
1-1-1-17 設計図書の変更	1-1-1-15 設計図書の変更	番号修正
1-1-1-18 工期変更	1-1-1-16 工期変更	番号修正
<p>1-1-1-19 支給材料及び貸与品 3. 支給材料及び貸与品 (1)支給材料(貸与品)受領書(借用書) 受注者は、契約書第15条第3項「支給材料又は貸与品の引渡しを受けたとき」の規定に基づき</p>	<p>1-1-1-17 支給材料及び貸与品 3. 支給品清算書、支給材料清算書 受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、支給品精算書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>	番号修正 (全文修正) 契約約款との内容整合

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>支給材料又は貸与品の引渡しを受けた場合は、支給材料（貸与品）受領書（借用書）を提出しなければならない。</p> <p>(2) 支給材料（貸与品）返納書</p> <p>受注者は、契約書第15条第9項「不要となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき、支給材料又は貸与品の返還を行った場合は、支給材料（貸与品）返納書を提出しなければならない。</p>		
<p>5. 貸与機械の使用</p> <p>受注者は、貸与機械の使用にあたっては、事前に使用条件や機械の亡失・損傷・故障などについて監督員と協議しなければならない。</p>	<p>3-1-1-4 支給材料及び貸与物件（第3編より）</p> <p>1. 適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1編の1-1-1-17 支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。</p> <p>2. 貸与機械の使用</p> <p>受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。</p>	<p>3-1-1-4 から移動 (全文修正) 実態を踏まえ修正</p>
<p>6. 返還</p>	<p>5. 返還</p>	<p>番号修正</p>
<p>7. 修理等</p>	<p>6. 修理等</p>	<p>番号修正</p>
<p>8. 流用の禁止</p>	<p>7. 流用の禁止</p>	<p>番号修正</p>
<p>9. 所有権</p>	<p>8. 所有権</p>	<p>番号修正</p>
<p>1-1-1-20 工事現場発生品</p>	<p>1-1-1-18 工事現場発生品</p>	<p>番号修正</p>
<p>1-1-1-21 建設副産物</p> <p>9. コブリス・プラス</p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。</p> <p>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に替わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>1-1-1-20 建設副産物</p> <p>9. 建設副産物情報交換システム</p> <p>受注者は、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p>	<p>番号修正 (全文修正) システム変更に伴う内容の修正</p>
<p>1-1-1-22 工事完成図</p>	<p>1-1-1-20 工事完成図</p>	<p>番号修正</p>
<p>1-1-1-23 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成届の提出</p> <p>受注者は、契約書第32条及び神奈川県工事執行規則第17条の規定に基づき、監督員を通じて工事完成届を発注者に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-1-21 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知届の提出</p> <p>受注者は、契約書第32条及び神奈川県工事執行規則第17条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>番号修正 文言変更</p>
<p>1-1-1-24 既済部分検査等</p> <p>3. 検査内容</p> <p>検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>(3) 週休二日の履行状況</p>	<p>1-1-1-22 既済部分検査等</p> <p>3. 検査内容</p> <p>検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p>	<p>番号修正 (一部追加) 週休二日の普及に伴う記載の追加</p>

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>1-1-1-25 部分使用</p> <p>1-1-1-26 施工管理</p> <p>3. 工事中標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、次の事項を記載した工事中標示板を設置し、工事完成後は速やかに表示板を撤去しなければならない。ただし、工事中標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。なお、工事中標示板は図1-1-2を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">図1-1-2 工事中標示板の標準図</p>  <p>[注]・色彩は、「ご協力をお願いします」等の挨拶文、「道路補修工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇〇〇を」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは、0.5cmとする。 ・「工事種別」「工事内容」は、工事ごとに監督員の指示による。 ・工事看板内容表示例については巻末の資料「2. 土木工事「工事中標識板」について」を参照すること。 	<p>1-1-1-23 部分使用</p> <p>1-1-1-24 施工管理</p> <p>3. 工事中標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、次の事項を記載した工事中標示板を設置し、工事完成後は速やかに表示板を撤去しなければならない。ただし、工事中標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。なお、工事中標示板は図1-1-2を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">図1-1-2 工事中標示板の標準図</p>  <p>[注]・色彩は、「ご協力をお願いします」等の挨拶文、「道路補修工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇〇〇を」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは、0.5cmとする。 ・「工事種別」「工事内容」は、工事ごとに監督員の指示による。 ・工事看板内容表示例については巻末の参考資料3を参照すること。 	<p>番号修正</p> <p>番号修正 (一部修正)</p> <p>参考資料先を修正</p>
<p>9. 工事情報共有化</p> <p>受注者は、発注者と協議のうえ受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るものとする。</p>		<p>(新規)</p> <p>ASPの普及に伴う記載の追加</p>

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>10. 不具合等発生時の措置</p> <p>受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。</p>		(新規) 国の改定に伴い追加
<p>1-1-1-27 履行報告</p>	<p>1-1-1-25 履行報告</p>	番号修正
<p>1-1-1-28 週休二日の対応</p> <p>受注者は、県土整備局が定める要領に基づき、週休二日の取組を実施するものとする。</p>		(新規) 週休二日の普及に伴う記載の追加
<p>1-1-1-29 工事関係者に対する措置請求</p>	<p>1-1-1-26 工事関係者に対する措置請求</p>	番号修正
<p>1-1-1-30 工事中の安全確保</p> <p>2. 建設工事公衆災害防止対策要綱</p> <p>受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p>		3-1-1-11から移動
<p>3. 支障行為等の防止</p>	<p>2. 支障行為等の防止</p>	番号修正
<p>4. 使用する建設機械</p> <p>受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。</p>		3-1-1-11から移動
<p>5. 周辺への支障防止</p>	<p>3. 周辺への支障防止</p>	番号修正
<p>6. 架空線等事故防止対策</p> <p>受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。</p>		3-1-1-11から移動
<p>7. 防災体制</p>	<p>4. 防災体制</p>	番号修正
<p>8. 第三者の立入り禁止措置</p>	<p>5. 第三者の立入り禁止措置</p>	番号修正
<p>9. 安全巡視</p>	<p>6. 安全巡視</p>	番号修正
<p>10. 現場環境改善</p>	<p>7. 現場環境改善</p>	番号修正
<p>11. 定期安全研修・訓練等</p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。</p>	<p>8. 定期安全研修・訓練等</p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p>	番号修正 (一部追加) 国の改定に伴い追加
<p>12. 施工計画書</p>	<p>9. 施工計画書</p>	番号修正
<p>13. 安全教育・訓練等の記録</p>	<p>10. 安全教育・訓練等の記録</p>	番号修正
<p>14. 関係機関との連絡</p>	<p>11. 関係機関との連絡</p>	番号修正
<p>15. 工事関係者の連絡会議</p>	<p>12. 工事関係者の連絡会議</p>	番号修正
<p>16. 安全衛生協議会の設置</p>	<p>13. 安全衛生協議会の設置</p>	番号修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
17. 安全優先	14. 安全優先	番号修正
18. 災害発生時の応急処置	15. 災害発生時の応急処置	番号修正
19. 地下埋設物等の調査	16. 地下埋設物等の調査	番号修正
20. 不明の地下埋設物件等の処置	17. 不明の地下埋設物件等の処置	番号修正
21. 地下埋設物件等損害時の措置	18. 地下埋設物件等損害時の措置	番号修正
1-1-1-31 爆発及び火災の防止	1-1-1-28 爆発及び火災の防止	番号修正
1-1-1-32 後片付け	1-1-1-29 後片付け	番号修正
1-1-1-33 事故報告書	1-1-1-30 事故報告書	番号修正
<p>1-1-1-34 環境対策</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>	<p>1-1-1-31 環境対策</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>	<p>番号修正 (一部修正) 適用すべき諸基準類との整合</p>
<p>9. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。 「グ</p>	<p>9. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正法律第66号。</p>	<p>(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合</p>

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>リーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)及び「県土整備局公共工事グリーン調達基準」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>また、「県土整備局公共工事グリーン調達基準」に定める認定対象品目について、利用可能な時は環境負荷低減効果等を勘案の上、試験的な利用も含め予算の範囲内で、これを積極的に利用するよう努めるものとする。</p>	<p>「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)及び「県土整備局公共工事グリーン調達基準」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p>	<p>(一部追加) 認定対象品目について、説明が不足していたため追加。</p>
<p>10. 率先利用認定資材</p> <p>受注者は、「県土整備局公共工事グリーン調達基準(別表第7)」に定める認定対象品目のうち、設計図書において「率先利用認定資材」とした資材については、「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の当該率先利用認定資材から利用しなければならない。</p> <p>なお、再生骨材等を利用する場合は、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」(令和5年3月7日改正)に基づき、適切に利用しなければならない。</p>	<p>10. 率先利用認定資材</p> <p>受注者は、「県土整備局公共工事グリーン調達基準(別表第7)」に定める認定対象品目のうち、設計図書において「率先利用認定資材」とした資材については、「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の当該率先利用認定資材から利用しなければならない。</p> <p>なお、再生骨材等を利用する場合は、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」(土木部長通知 昭和63年3月31日)に基づき、適切に利用しなければならない。</p>	<p>(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合</p>
<p>1-1-1-35 文化財の保護</p>	<p>1-1-1-32 文化財の保護</p>	<p>番号修正</p>
<p>1-1-1-36 交通安全管理</p> <p>2. 施工計画書</p> <p>受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	<p>1-1-1-33 交通安全管理</p>	<p>番号修正 3-1-1-12 から移動</p>
<p>3. 輸送災害の防止</p>	<p>2. 輸送災害の防止</p>	<p>番号修正</p>
<p>4. 交通安全等輸送計画</p>	<p>3. 交通安全等輸送計画</p>	<p>番号修正</p>
<p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>番号修正 適用すべき諸基準類との整合</p>
<p>6. 工事用道路使用の責任</p>	<p>5. 工事用道路使用の責任</p>	<p>番号修正</p>
<p>7. 工事用道路共用時の処置</p>	<p>6. 工事用道路共用時の処置</p>	<p>番号修正</p>
<p>8. 工事用道路使用の維持管理</p> <p>受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p>		<p>3-1-1-12 から移動</p>
<p>9. 公衆交通の確保</p>	<p>7. 公衆交通の確保</p>	<p>番号修正</p>
<p>10. 水上輸送</p>	<p>8. 水上輸送</p>	<p>番号修正</p>
<p>11. 作業区域の標示等</p>	<p>9. 作業区域の標示等</p>	<p>番号修正</p>

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
12. 水中落下支障物の処置	10. 水中落下支障物の処置	番号修正
13. 作業船舶機械故障時の処理	11. 作業船舶機械故障時の処理	番号修正
14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年6月改正法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	12. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	番号修正 （一部修正） 適用すべき諸基準類との整合
1-1-1-37 施設管理	1-1-1-34 施設管理	番号修正
1-1-1-38 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 (24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（令和5年法律第34号） (47) 駐車場法（昭和32年法律第106号）	1-1-1-35 諸法令の遵守 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。 (24) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号） (47) 駐車場法（平成18年5月改正 法律第46号）	番号修正 （一部修正） 国の改定に伴い修正及び適用すべき諸基準類との整合
1-1-1-39 官公庁等への手続等	1-1-1-36 官公庁等への手続等	番号修正
1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更	1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更	番号修正
1-1-1-41 工事測量 3. 仮設標識 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	1-1-1-38 工事測量	番号修正 3-1-1-13 から移動
4. 工食用測量標の取扱い	3. 工食用測量標の取扱い	番号修正
5. 既存杭の保全	4. 既存杭の保全	番号修正
6. 水準測量・水深測量	5. 水準測量・水深測量	番号修正
1-1-1-42 不可抗力による損害 1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに契約書第30条第1項に基づく「不可抗力による損害の状況について（第19号様式）」を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。 (4)河川沿いの施設にあたっては、河川の氾濫注意水位（警戒水位）以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	1-1-1-39 不可抗力による損害 1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに「不可抗力による損害の状況について（第19号様式）」を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。 (4)河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	番号修正 （一部追加） 該当する契約約款の条項を追加
(4)河川沿いの施設にあたっては、河川の氾濫注意水位（警戒水位）以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	(4)河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	（一部追加） 警戒水位と同義で使用されている氾濫注意水位を追加
1-1-1-43 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1-1-1-40 特許権等 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	番号修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	<p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	
<p>1-1-1-44 保険の付保及び事故の補償 4. 法定外の労災保険の付保 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>	<p>1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償</p>	番号修正 (新規) 国の改定に伴い追加
<p>5. 補償</p>	<p>4. 補償</p>	番号修正
<p>6. 建設業退職金共済制度の履行 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)の貼り付けを行った建設業退職金共済証紙購入状況報告書(様式2号)を、工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)発注者に提出しなければならない。また、工事完成時に、速やかに建設業退職金共済関係書類(様式1号)および建設業退職金共済証紙貼付実績報告書(様式3号)を作成し、発注者に提出しなければならない。 ただし、証紙貼り付け対象者がいない場合には、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書(様式3号)の提出は不要とする。</p>	<p>5. 掛金収納書の提出 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し。その掛金収納書(発注者用)を工事請負約款締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p>	番号修正 文言修正 (一部修正) 実態を踏まえ修正
<p>1-1-1-45 臨機の措置</p>	<p>1-1-1-42 臨機の措置</p>	番号修正
<p>1-1-1-46 石綿使用の有無 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際は、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては、「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p>		(新規) 適用すべき諸基準類の改定に伴い追加
<p>1-1-1-47 適用すべき諸基準</p>	<p>1-1-1-43 適用すべき諸基準</p>	番号修正
<h2>第2章 土工</h2>		
<p>1-2-3-1 一般事項 6. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>1-2-3-1 一般事項 6. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。</p>	番号修正
<p>1-2-3-2 掘削工 1. 一般事項</p>	<p>1-2-3-2 掘削工 1. 掘削工</p>	文言修正
<p>1-2-3-3 盛土工 11. 採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p>	<p>1-2-3-3 盛土工 11. 採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p>	文言修正
<p>1-2-3-7 建設発生土処理工</p>	<p>1-2-3-7 建設発生土処理工</p>	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>2. 建設発生土運搬時の注意 建設発生土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。</p>	<p>2. 建設発生土運搬時の注意 建設発生土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようつとめなければならない。</p>	
<p>1-2-4-1 一般事項 8. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 10. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>1-2-4-1 一般事項 8. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 10. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。</p>	番号修正
<p>1-2-4-3 路体盛土工 14. 採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。 流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p>	<p>1-2-4-3 路体盛土工 14. 採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。 流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p>	文言修正
<p>1-2-4-4 路床盛土工 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による 16. 採取土及び購入土の運搬の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p>	<p>1-2-4-4 路床盛土工 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による 16. 採取土及び購入土の運搬の注意 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。 流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p>	番号修正 文言修正
第3章 無筋・鉄筋コンクリート		
<p>第1節 適用 3. 適用規定(2) 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、令和5年9月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第1節 適用 3. 適用規定(2) 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用基準すべき諸基準類との整合
<p>第2節 適用すべき諸基準 1. 適用規定 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） (令和5年9月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 1. 適用規定 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） (平成30年3月)</p>	(一部修正) 適用基準すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要								
<p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（令和5年9月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日） 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日） 土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月） 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年8月） 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成28年7月） 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月） 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成30年6月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成30年6月） 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成31年1月）</p>	<p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日） 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日） 土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月） 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月） 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成28年7月） 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月） 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成30年6月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成30年6月） 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成31年1月）</p>									
<p>1-3-3-3 配合 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業が適するワーカビリティが得られる範囲内で定めなければならない。</p>	<p>1-3-3-3 配合 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業が適するワーカビリティをもつ範囲内で定めなければならない。</p>	<p>文言修正</p>								
<p>1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 2. 材料の計量 (4)連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。 (5)受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-3-2 計量値の許容差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	<p>1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 2. 材料の計量 (4)連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。 (5)受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-3-2 計量値の許容差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	<p>(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合</p>
材料の種類	計量値の許容差 (%)									
水	1									
材料の種類	最大値 (%)									
水	1									

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘要																
<table border="1" data-bbox="427 235 991 424"> <tr><td>セメント</td><td>1</td></tr> <tr><td>骨材</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>2*</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr> </table> <p data-bbox="409 432 1110 462">*高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は1 (%) とする。</p> <p data-bbox="225 520 1377 596">(6)受注者は、各材料を一バッチずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は体積で計量してもよいものとする。</p> <p data-bbox="278 609 1377 684">なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を慮して定めなければならない。</p>	セメント	1	骨材	3	混和剤	2*	混和剤	3	<table border="1" data-bbox="1673 235 2237 424"> <tr><td>セメント</td><td>1</td></tr> <tr><td>骨材</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>2*</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr> </table> <p data-bbox="1768 432 2208 462">*高炉スラグ微粉末の場合は1 (%) 以内</p> <p data-bbox="1472 520 2588 596">(6)受注者は、各材料を一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。</p> <p data-bbox="1525 609 2588 684">なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を慮して定めなければならない。</p>	セメント	1	骨材	3	混和剤	2*	混和剤	3	
セメント	1																	
骨材	3																	
混和剤	2*																	
混和剤	3																	
セメント	1																	
骨材	3																	
混和剤	2*																	
混和剤	3																	
<p data-bbox="201 701 314 730">3. 練混ぜ</p> <p data-bbox="225 743 1377 819">(1)受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。</p> <p data-bbox="225 831 1377 907">(2)受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p data-bbox="225 919 1377 1087">(3)受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目)、JIS A8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。</p> <p data-bbox="225 1100 1377 1226">(4)受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。</p> <p data-bbox="278 1146 1377 1222">やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p data-bbox="225 1239 1377 1314">(6)受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。</p> <p data-bbox="225 1327 985 1356">(7)受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。</p> <p data-bbox="225 1369 1377 1444">(8)ミキサーは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。</p> <p data-bbox="225 1457 1377 1533">(9)受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。</p> <p data-bbox="278 1545 1193 1575">なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。</p>	<p data-bbox="1454 701 1567 730">3. 練混ぜ</p> <p data-bbox="1472 743 2588 819">(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。</p> <p data-bbox="1472 831 2588 907">(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p data-bbox="1472 919 2588 1129">(3) 受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目)、JIS A8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。</p> <p data-bbox="1472 1142 2588 1268">(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。</p> <p data-bbox="1525 1188 2588 1264">やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p data-bbox="1472 1281 2588 1356">(6) 受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。</p> <p data-bbox="1472 1369 2220 1398">(7) 受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。</p> <p data-bbox="1472 1411 2588 1486">(8) ミキサーは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。</p> <p data-bbox="1472 1499 2588 1575">(9) 受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。</p> <p data-bbox="1525 1587 2410 1617">なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。</p>	<p data-bbox="2605 701 2718 730">文言修正</p>																
<p data-bbox="178 1646 356 1675">1-3-6-4 打設</p> <p data-bbox="201 1688 629 1717">5. コンクリートポンプ使用時の注意</p> <p data-bbox="225 1730 1377 1898">受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 (2012年版) 5章 圧送」(土木学会、平成24年6月) の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p>	<p data-bbox="1424 1646 1602 1675">1-3-6-4 打設</p> <p data-bbox="1448 1688 1875 1717">5. コンクリートポンプ使用時の注意</p> <p data-bbox="1472 1730 2588 1898">受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 (案) 5章 圧送」(土木学会、平成24年6月) の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p>	<p data-bbox="2605 1646 2825 1764">(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合</p>																
<p data-bbox="201 1919 510 1948">14. 上層下層一体の締固め</p>	<p data-bbox="1454 1919 1762 1948">14. 上層下層一体の締固め</p>	<p data-bbox="2605 1919 2718 1948">文言修正</p>																

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																																								
<p>受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。</p>	<p>受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。</p>																																									
<p>1-3-6-5 締固め 4. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固め 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。</p>		<p>(新規) 国の改定に伴い追加</p>																																								
<p>1-3-6-9 養生 2. 湿潤状態の保持 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。 なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>1-3-6-9 養生 2. 湿潤状態の保持 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。 なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合</p>																																								
<p>表 1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</p> <table border="1" data-bbox="160 1024 1371 1289"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める [注] 寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日	10℃以上	7日	9日	4日	9日	※	5℃以上	9日	12日	5日	12日	※	<p>表 1-3-3 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1513 1012 2510 1255"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	<p>文言修正 (一部修正) 国の改定に伴い表の修正</p>
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																					
15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日																																					
10℃以上	7日	9日	4日	9日	※																																					
5℃以上	9日	12日	5日	12日	※																																					
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																							
15℃以上	5日	7日	3日																																							
10℃以上	7日	9日	4日																																							
5℃以上	9日	12日	5日																																							
<p>1-3-7-3 加工 3. 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、令和5年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1-3-7-3 加工 3. 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合</p>																																								
<p>1-3-7-5 継手 8. 機械式鉄筋継手 (1)機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を</p>		<p>(新規) 国の改定に伴い追加</p>																																								

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																																																				
<p>得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>① 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。</p> <p>② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度はⅡ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない</p> <p>(2)設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されてない継手において、機械式鉄筋継手工法の適用や性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること</p>																																																						
<p>1-3-9-2 施工</p> <p>3. 打設時のコンクリート温度</p> <p>打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。</p>	<p>1-3-9-2 施工</p> <p>3. 打設時のコンクリート温度</p> <p>打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正																																																				
<p>1-3-10-3 養生</p> <p style="text-align: center;">表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="231 999 1234 1373"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生に想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気性条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生に想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気性条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>1-3-10-3 養生</p> <p style="text-align: center;">表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1478 999 2481 1373"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	(一部修正) 国の改定に伴い修正
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生に想定される凍結融解の頻度			養生温度	セメントの種類																																																		
	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント		混合セメントB種																																																		
(1) 厳しい気性条件	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																				
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																		
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
<p>1-3-12-2 施工</p> <p>7. 水中コンクリートの打設方法</p> <p>受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>9. トレミー打設</p> <p>(1)受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。</p>	<p>1-3-12-2 施工</p> <p>7. 水中コンクリートの打設方法</p> <p>受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>9. トレミー打設</p> <p>(1)受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は、常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い追加																																																				
<p>1-3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>1. 一般事項</p>	<p>1-3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>1. 一般事項</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修																																																				

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとし、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要の性能が損なわれないように施行しなければならない。</p> <p>2. 水平打継目の設計位置</p> <p>受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。</p> <p>2. 水平打継目の設計位置</p> <p>受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	正
<p>1-3-13-1 一般事項</p> <p>3. 材料の計量</p> <p>(1)受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。</p> <p>ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してよいものとする</p> <p>5. ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理</p> <p>(1) 受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。</p>	<p>1-3-13-1 一般事項</p> <p>3. 材料の計量</p> <p>(1)受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。</p> <p>ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。</p> <p>5. ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理</p> <p>(1) 受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>1-3-14-2 施工機器</p> <p>1. 施工機械</p> <p>(1) 受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。</p>	<p>1-3-14-2 施工機器</p> <p>1. 施工機械</p> <p>(1) 受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。</p>	文言修正
<h2>第2編 材料編</h2> <h3>第1章 一般事項</h3>		
<p>第2節 工事材料の品質</p> <p>7. 指定材料</p> <p>※仮設材を除く。</p> <p>※構造物用圧延鋼材に、鉄筋コンクリート用棒鋼は含まれない</p>	<p>第2節 工事材料の品質</p> <p>7. 指定材料</p> <p>※仮設材を除く。</p>	(一部追加) 土木書類作成マニュアルとの整合
<p>2-2-3-1 一般事項</p> <p>1. 適合規格</p> <p>JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材 第4部：電気炉酸化スラグ骨材)</p> <p>JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材 第5部：石炭ガス化スラグ骨材)</p>	<p>2-2-3-1 一般事項</p> <p>1. 適合規格</p> <p>JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材 第4部：電気炉酸化スラグ骨材)</p>	(一部追加) 国の改定に伴い追加
<p>2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>4. 鉄鋼スラグ</p> <p>鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調製鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全基準は JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。</p>	<p>2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>4. 鉄鋼スラグ</p> <p>鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調製鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全基準は JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。</p>	文言修正

2-2-3-4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を適用する場合は表 2-2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表 2-2-13 とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。

表 2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質

項目	目標値
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上
旧アスファルトの針入度 (25℃)1/10mm	20以上
骨材の微粒分量 %	5以下

[注 1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。

[注 2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる 13~0mm の粒度に適用する。なお、13 mm以下が 2 種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により 13~0mm 相当分を求めてもよい。

[注 3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の感想質量に対する百分率で表す。

[注 4] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。

[注 5] アスファルト混合物層の切断材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

表 2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質

項目	目標値
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下
骨材の微粒分量 %	5以下

[注 1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。

[注 2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる 13~0mm の粒度に適用する。なお、13 mm以下が 2 種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により 13~0mm 相当分を求めてもよい。

[注 3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材

2-2-3-4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表 2-2-12 の規格に適合するものとする。

表 2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	
旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上
	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下
骨材の微粒分量 %	5以下	

[注 1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注 2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20~13 mm、13~5 mm、5~0 mm の 3 種類の粒度や 20~30 mm、13~0 mm の 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mm の粒度区分のものに適用する。

[注 3] アスファルトコンクリート再生骨材の 13 mm以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13~0 mm相当分を求めてもよい。また、13~0mm あるいは 13~5 mm、5~0 mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13~0 mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注 4] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び 75 μm を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注 5] 骨材の微粒分量試験は JIS A 1103 (骨材の微粒分量試験方法) により求める。

[注 6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

[注 7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。

(一部修正)
国の改定に伴い修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																				
<p>の感想質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注 4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5 mmと 5～0mm に分級し、これらを質量比 1：1 に調整したうえで、最大密度の測定と供試体の作製に供することができない。</p> <p>[注 5] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注 6] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物を利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他アスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p>																						
<p>2-2-3-5 フィラー</p> <p>2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲</p> <p>石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）の粒度範囲は、表 2-2-14 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-14 石粉、回収ダスト及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）の粒度範囲</p> <table border="1" data-bbox="213 999 1294 1121"> <thead> <tr> <th>ふるい目(μm)</th> <th>ふるいを通るものの質量百分率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>90～100</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>70～100</td> </tr> </tbody> </table>	ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)	600	100	150	90～100	75	70～100	<p>2-2-3-5 フィラー</p> <p>2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲</p> <p>石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）の粒度範囲は、表 2-2-13 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-13 石粉、回収ダスト及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）の粒度範囲</p> <table border="1" data-bbox="1460 999 2540 1121"> <thead> <tr> <th>ふるい目(μm)</th> <th>ふるいを通るものの質量百分率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>90～100</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>70～100</td> </tr> </tbody> </table>	ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)	600	100	150	90～100	75	70～100	番号修正				
ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)																					
600	100																					
150	90～100																					
75	70～100																					
ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)																					
600	100																					
150	90～100																					
75	70～100																					
<p>3. 石灰岩以外の石粉等の規定</p> <p>石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）をフィラーとして用いる場合は、表 2-2-15 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-15 石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）をフィラーとして使用する場合の規定</p> <table border="1" data-bbox="213 1440 1294 1596"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塑性指数 (PI)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>フロー試験 %</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>吸水膨張 %</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>剥離試験</td> <td>1/4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規定	塑性指数 (PI)	4以下	フロー試験 %	50以下	吸水膨張 %	3以下	剥離試験	1/4 以下	<p>3. 石灰岩以外の石粉等の規定</p> <p>石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）をフィラーとして用いる場合は、表 2-2-14 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-14 石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉及び他産業再生資材（フライアッシュ、鉄鋼スラグ）をフィラーとして使用する場合の規定</p> <table border="1" data-bbox="1460 1440 2540 1596"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塑性指数 (PI)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>フロー試験 %</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>吸水膨張 %</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>剥離試験</td> <td>1/4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規定	塑性指数 (PI)	4以下	フロー試験 %	50以下	吸水膨張 %	3以下	剥離試験	1/4 以下	番号修正
項目	規定																					
塑性指数 (PI)	4以下																					
フロー試験 %	50以下																					
吸水膨張 %	3以下																					
剥離試験	1/4 以下																					
項目	規定																					
塑性指数 (PI)	4以下																					
フロー試験 %	50以下																					
吸水膨張 %	3以下																					
剥離試験	1/4 以下																					
<p>2-2-3-6 安定材</p> <p>1. 瀝青材料の品質</p> <p>瀝青安定処理に使用する瀝青材料（再生舗装工法における新アスファルトを含む）の品質は、表 2-2-16 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表 2-2-17 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格</p>	<p>2-2-3-6 安定材</p> <p>1. 瀝青材料の品質</p> <p>瀝青安定処理に使用する瀝青材料（再生舗装工法における新アスファルトを含む）の品質は、表 2-2-15 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表 2-2-16 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格</p>	番号修正 (一部修正) 適用すべき諸基準類との整合																				

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)

摘要

種類 項目	40~60	60~80	80~100	100~ 120	120~ 150	150~ 200	200~ 300
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下
軟化点℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上	250以上	250以上	250以上
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—
蒸発後の質量変化率 %	—	—	—	—	0.5以上	1.0以上	1.0以上
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—
密度(15℃) g/cm ²	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上

種類 項目	40~60	60~80	80~100	100~ 120	120~ 150	150~ 200	200~ 300
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下
軟化点℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—
蒸発後の質量変化率 %	—	—	—	—	0.5以上	1.0以上	1.0以上
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—
密度(15℃) g/cm ²	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上

[注1] 各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

[注] 各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

[注2] 舗装用の新アスファルトである 120~150、150~200、200~300 は、
「JIS K 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。

表 2-2-17 石油アスファルト乳剤の規格

種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1
エングレー度(25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30
ふるい残留分(質量%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下
付着度	2/3以上				—			—
粗粒度骨材混合性	—				均等であること	—		—
密粒度骨材混合性	—				均等であること	—		—
土混じり骨材混合性(質量%)	—				5以下			—
セメント混合性(質量%)	—							1.0以下
粒子の電荷	陽(+)							—
蒸発残留分(質量%)	60以上		50以上		57以上			57以上
蒸発残留物	針入度(25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下
	トルエン可溶分(質量%)	98以上				97以上		

表 2-2-16 石油アスファルト乳剤の規格

種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1
エングレー度(25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30
ふるい残留分(質量%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下
付着度	2/3以上				—			—
粗粒度骨材混合性	—				均等であること	—		—
密粒度骨材混合性	—				均等であること	—		—
土混じり骨材混合性(質量%)	—				5以下			—
セメント混合性(質量%)	—							1.0以下
粒子の電荷	陽(+)							—
蒸発残留分(質量%)	60以上		50以上		57以上			57以上
蒸発残留物	針入度(25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下
	トルエン可溶分(質量%)	98以上				97以上		

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘要
-----------------------------	------------------------------	----

貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1 以下							1 以下	
凍結安定度 (-5°C)	—	粗粒子、塊がないこと	—					—	
主な用途	温暖期浸透用 及び表面処理用	寒冷期浸透用 及び表面処理用	安定処理層養生用	プライムコート用 及びセメント	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・アスファルト 乳剤安定処理混合用

[注1] 種類記号の説明 P:浸透用乳剤、M:混合用乳剤、K:カチオン乳剤、N:ノニオン乳剤
 [注2] エングラー度が15以下の乳剤についてはJIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.3 エングラー度試験方法によって求め、15を超える乳剤についてはJIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.4 セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラー度に換算する。

貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1 以下							1 以下	
凍結安定度 (-5°C)	—	粗粒子、塊がないこと	—					—	
主な用途	温暖期浸透用 及び表面処理用	寒冷期浸透用 及び表面処理用	安定処理層養生用	プライムコート用 及びセメント	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・アスファルト 乳剤安定処理混合用

[注1] 種類記号の説明 P:浸透用乳剤、M:混合用乳剤、K:カチオン乳剤、N:ノニオン乳剤
 [注2] エングラー度が15以下の乳剤についてはJIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.3 エングラー度試験方法によって求め、15を超える乳剤についてはJIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.4 セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラー度に換算する。

2-2-6-2 セメント	2-2-6-2 セメント	番号修正
--------------	--------------	------

1. 適用規格
 セメントは、表 2-2-18 の規格に適合するものとする。

表 2-2-18 セメントの種類

JIS 番号	名称	区分	摘要
R 5210	ポルトランドセメント	(1)普通ポルトランド (2)早強ポルトランド (3)中庸熱ポルトランド (4)超早強ポルトランド (5)低熱ポルトランド (6)耐硫酸塩ポルトランド	低アルカリ形を含む 〃 〃 〃 〃 〃
R 5211	高炉セメント	(1)A種高炉 (2)B種高炉 (3)C種高炉	高炉スラグの分量(質量%) 5を超え30以下 30を超え60以下 60を超え70以下
R 5212	シリカセメント	(1)A種シリカ (2)B種シリカ (3)C種シリカ	シリカ質混合材の分量(質量%) 5を超え10以下 10を超え20以下 20を超え30以下
R 5213	フライアッシュセメント	(1)A種フライアッシュ (2)B種フライアッシュ (3)C種フライアッシュ	フライアッシュの分量(質量%) 5を超え10以下 10を超え20以下 20を超え30以下
R 5214	エコセメント	(1)普通エコセメント (2)速硬エコセメント	塩化物イオン量(質量%) 0.1以下 0.5以上1.5以下

1. 適用規格
 セメントは、表 2-2-17 の規格に適合するものとする。

表 2-2-17 セメントの種類

JIS 番号	名称	区分	摘要
R 5210	ポルトランドセメント	(1)普通ポルトランド (2)早強ポルトランド (3)中庸熱ポルトランド (4)超早強ポルトランド (5)低熱ポルトランド (6)耐硫酸塩ポルトランド	低アルカリ形を含む 〃 〃 〃 〃 〃
R 5211	高炉セメント	(1)A種高炉 (2)B種高炉 (3)C種高炉	高炉スラグの分量(質量%) 5を超え30以下 30を超え60以下 60を超え70以下
R 5212	シリカセメント	(1)A種シリカ (2)B種シリカ (3)C種シリカ	シリカ質混合材の分量(質量%) 5を超え10以下 10を超え20以下 20を超え30以下
R 5213	フライアッシュセメント	(1)A種フライアッシュ (2)B種フライアッシュ (3)C種フライアッシュ	フライアッシュの分量(質量%) 5を超え10以下 10を超え20以下 20を超え30以下
R 5214	エコセメント	(1)普通エコセメント (2)速硬エコセメント	塩化物イオン量(質量%) 0.1以下 0.5以上1.5以下

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																																																																																						
<p>3. 普通ポルトランドセメントの品質 普通ポルトランドセメントの品質は、表 2-2-19 の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" data-bbox="240 369 1089 1031"> <thead> <tr> <th colspan="2">品質</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積 cm²/g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td>3d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄%</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ (Na o eq) %</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na o eq) の値を 0.6%以下とする。</p>	品質		規格	比表面積 cm ² /g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	強熱減量%		5.0 以下	全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下	<p>3. 普通ポルトランドセメントの品質 普通ポルトランドセメントの品質は、表 2-2-18 の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" data-bbox="1486 369 2335 1031"> <thead> <tr> <th colspan="2">品質</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積 cm²/g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td>3d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄%</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ (Na o eq) %</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na o eq) の値を 0.6%以下とする。</p>	品質		規格	比表面積 cm ² /g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	強熱減量%		5.0 以下	全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下	番号修正
品質		規格																																																																																						
比表面積 cm ² /g		2,500 以上																																																																																						
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																						
	終 結	10 以下																																																																																						
安定性	パット法	良																																																																																						
	ルシャチリエ法 mm	10 以下																																																																																						
圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上																																																																																						
	7d	22.5 以上																																																																																						
	28d	42.5 以上																																																																																						
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する																																																																																						
	28d	測定値を報告する																																																																																						
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																						
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																						
強熱減量%		5.0 以下																																																																																						
全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下																																																																																						
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																						
品質		規格																																																																																						
比表面積 cm ² /g		2,500 以上																																																																																						
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																						
	終 結	10 以下																																																																																						
安定性	パット法	良																																																																																						
	ルシャチリエ法 mm	10 以下																																																																																						
圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上																																																																																						
	7d	22.5 以上																																																																																						
	28d	42.5 以上																																																																																						
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する																																																																																						
	28d	測定値を報告する																																																																																						
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																						
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																						
強熱減量%		5.0 以下																																																																																						
全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下																																																																																						
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																						
<p>2-2-6-3 混和材料</p> <p>5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、令和5年9月）の規格に適合するものとする。</p>	<p>2-2-6-3 混和材料</p> <p>5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成3年10月）の規格に適合するものとする。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合																																																																																						
<p>2-2-8-1 一般瀝青材料</p> <p>2. ポリマー改質アスファルト ポリマー改質アスファルトの性状は、表 2-2-20 の規格に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2-2-20 に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。</p>	<p>2-2-8-1 一般瀝青材料</p> <p>2. ポリマー改質アスファルト ポリマー改質アスファルトの性状は、表 2-2-19 の規格に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2-2-19 に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。</p>	番号修正																																																																																						

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)

表 2-2-20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

種類 項目 付加記号	I型	II型	III型		H型		
			III型 -W	III型- WF	H型-F		
軟化点 °C	50.0 以上	56.0 以上	70.0 以上		80.0 以上		
伸度	(7°C) cm	30 以上	-		-	-	
	(15°C) cm	-	30 以上	50 以上		50 以上	-
タフネス(25°C) N・m	5.0 以上	8.0 以上	16 以上		20 以上		
テナンティー(25°C) N・m	2.5 以上	4.0 以上	-		-	-	
粗骨材の剥離面積率 %	-	-	-	5 以下		-	-
フラス脆化点 °C	-	-	-	-	-12 以下	-12 以下	
曲げ仕事量(-20°C) Kpa	-	-	-	-	-	400 以上	
曲げスティフネス(-20°C) Mpa	-	-	-	-	-	100 以下	
針入度(25°C) 1/10mm	40 以上						
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下						
薄膜加熱後の針入度残留率 %	65 以上						
引火点 °C	260 以上						
密度 (15°C) g/cm ³	試験表に付記						
最適混合温度 °C	試験表に付記						
最適締固め温度 °C	試験表に付記						

[注] 付加記号の略字 W:耐水性 (Water resistance) F:可撓性 (Flexibility)

(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)

表 2-2-19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

種類 項目 付加記号	I型	II型	III型		H型		
			III型 -W	III型- WF	H型-F		
軟化点 °C	50.0 以上	56.0 以上	70.0 以上		80.0 以上		
伸度	(7°C) cm	30 以上	-		-	-	
	(15°C) cm	-	30 以上	50 以上		50 以上	-
タフネス(25°C) N・m	5.0 以上	8.0 以上	16 以上		20 以上		
テナンティー(25°C) N・m	2.5 以上	4.0 以上	-		-	-	
粗骨材の剥離面積率 %	-	-	-	5 以下		-	-
フラス脆化点 °C	-	-	-	-	-12 以下	-12 以下	
曲げ仕事量(-20°C) Kpa	-	-	-	-	-	400 以上	
曲げスティフネス(-20°C) Mpa	-	-	-	-	-	100 以下	
針入度(25°C) 1/10mm	40 以上						
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下						
薄膜加熱後の針入度残留率 %	65 以上						
引火点 °C	260 以上						
密度 (15°C) g/cm ³	試験表に付記						
最適混合温度 °C	試験表に付記						
最適締固め温度 °C	試験表に付記						

[注] 付加記号の略字 W:耐水性 (Water resistance) F:可撓性 (Flexibility)

摘要

番号修正

3. セミブローンアスファルト

セミブローンアスファルトは、表 2-2-21 の規格に適合するものとする。

表 2-2-21 セミブローンアスファルト (AC-100) の規格

項目	規格値
粘度 (60°C) Pa・s	1,000 ± 200
粘度 (180°C) mm ² /s	200 以下
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下
針入度(25°C) 1/10 mm	40 以上
トルエン可溶分 %	99.0 以上
引火点°C	260 以上
密度 (15°C) g/cm ³	1.000 以上
粘度比 (60°C、薄膜加熱後/加熱前)	5.0 以下

[注] 180 °Cでの粘度のほか、140 °C、160 °Cにおける動粘度を試験表に付記すること。

3. セミブローンアスファルト

セミブローンアスファルトは、表 2-2-20 の規格に適合するものとする。

表 2-2-20 セミブローンアスファルト (AC-100) の規格

項目	規格値
粘度 (60°C) Pa・s	1,000 ± 200
粘度 (180°C) mm ² /s	200 以下
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下
針入度(25°C) 1/10 mm	40 以上
トルエン可溶分 %	99.0 以上
引火点°C	260 以上
密度 (15°C) g/cm ³	1.000 以上
粘度比 (60°C、薄膜加熱後/加熱前)	5.0 以下

[注] 180 °Cでの粘度のほか、140 °C、160 °Cにおける動粘度を試験表に付記すること。

番号修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)

摘要

4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト

硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表 2-2-22 の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表 2-2-23 の規格に適合するものとする。

4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト

硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表 2-2-21 の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表 2-2-22 の規格に適合するものとする。

番号修正

表 2-2-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状

種類 項目	石油アスファルト 20~40	トリニダットレイク アスファルト
針入度 (25°C) 1/10mm	20 を超え 40 以下	1~4
軟化点 °C	55.0~65.0	93~98
伸度 (25°C) cm	50 以上	—
蒸留質量変化率 %	0.3 以下	—
トルエン可溶分 %	99.0 以上	52.5~55.5
引火点 °C	260 以上	240 以上
密度 (15°C) g/cm ³	1.00 以上	1.38~1.42

表 2-2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状

種類 項目	石油アスファルト 20~40	トリニダットレイク アスファルト
針入度 (25°C) 1/10mm	20 を超え 40 以下	1~4
軟化点 °C	55.0~65.0	93~98
伸度 (25°C) cm	50 以上	—
蒸留質量変化率 %	0.3 以下	—
トルエン可溶分 %	99.0 以上	52.5~55.5
引火点 °C	260 以上	240 以上
密度 (15°C) g/cm ³	1.00 以上	1.38~1.42

[注]石油アスファルト 20~40 の代わりに、石油アスファルト 40~60 などを使用する場合もある。

[注]石油アスファルト 20~40 の代わりに、石油アスファルト 40~60 などを使用する場合もある。

表 2-2-23 硬質アスファルトの標準的性状

項目	標準値
針入度 (25°C) 1/10mm	15~30
軟化点 °C	58~68
伸度 (25°C) cm	10 以上
蒸留質量変化率 %	0.5 以下
トルエン可溶分 %	86~91
引火点 °C	240 以上
密度 (15°C) g/cm ³	1.07~1.13

表 2-2-22 硬質アスファルトの標準的性状

項目	標準値
針入度 (25°C) 1/10mm	15~30
軟化点 °C	58~68
伸度 (25°C) cm	10 以上
蒸留質量変化率 %	0.5 以下
トルエン可溶分 %	86~91
引火点 °C	240 以上
密度 (15°C) g/cm ³	1.07~1.13

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘要																																																																														
<p>5. 石油アスファルト乳剤 石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-24の規格に適合するものとする。</p> <p>表2-2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状]</p> <table border="1" data-bbox="338 378 1190 1037"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類及び記号</th> <th>PKR-T</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エングレー度 (25℃)</td> <td></td> <td>1～10</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (1.18mm) %</td> <td></td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td></td> <td>2/3以上</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td></td> <td>陽 (+)</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 %</td> <td></td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25℃) 1/10mm</td> <td>60を超え150以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>42.0以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タフネス</td> <td>(25℃) N・m</td> <td>3.0以上</td> </tr> <tr> <td>(15℃) N・m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テナシティ</td> <td>(25℃) N・m</td> <td>1.5以上</td> </tr> <tr> <td>(15℃) N・m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) 質量 %</td> <td></td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>	種類及び記号		PKR-T	項目			エングレー度 (25℃)		1～10	ふるい残留分 (1.18mm) %		0.3以下	付着度		2/3以上	粒子の電荷		陽 (+)	蒸発残留分 %		50以上	蒸発残留物	針入度 (25℃) 1/10mm	60を超え150以下	軟化点 ℃	42.0以上	タフネス	(25℃) N・m	3.0以上	(15℃) N・m	—	テナシティ	(25℃) N・m	1.5以上	(15℃) N・m	—	貯蔵安定度 (24hr) 質量 %		1以下	<p>5. 石油アスファルト乳剤 石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-23の規格に適合するものとする。</p> <p>表2-2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状</p> <table border="1" data-bbox="1564 369 2415 1029"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類及び記号</th> <th>PKR-T</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エングレー度 (25℃)</td> <td></td> <td>1～10</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (1.18mm) %</td> <td></td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td></td> <td>2/3以上</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td></td> <td>陽 (+)</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 %</td> <td></td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25℃) 1/10mm</td> <td>60を超え150以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>42.0以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タフネス</td> <td>(25℃) N・m</td> <td>3.0以上</td> </tr> <tr> <td>(15℃) N・m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テナシティ</td> <td>(25℃) N・m</td> <td>1.5以上</td> </tr> <tr> <td>(15℃) N・m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) 質量 %</td> <td></td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>	種類及び記号		PKR-T	項目			エングレー度 (25℃)		1～10	ふるい残留分 (1.18mm) %		0.3以下	付着度		2/3以上	粒子の電荷		陽 (+)	蒸発残留分 %		50以上	蒸発残留物	針入度 (25℃) 1/10mm	60を超え150以下	軟化点 ℃	42.0以上	タフネス	(25℃) N・m	3.0以上	(15℃) N・m	—	テナシティ	(25℃) N・m	1.5以上	(15℃) N・m	—	貯蔵安定度 (24hr) 質量 %		1以下	番号修正
種類及び記号		PKR-T																																																																														
項目																																																																																
エングレー度 (25℃)		1～10																																																																														
ふるい残留分 (1.18mm) %		0.3以下																																																																														
付着度		2/3以上																																																																														
粒子の電荷		陽 (+)																																																																														
蒸発残留分 %		50以上																																																																														
蒸発残留物	針入度 (25℃) 1/10mm	60を超え150以下																																																																														
	軟化点 ℃	42.0以上																																																																														
	タフネス	(25℃) N・m	3.0以上																																																																													
		(15℃) N・m	—																																																																													
	テナシティ	(25℃) N・m	1.5以上																																																																													
(15℃) N・m		—																																																																														
貯蔵安定度 (24hr) 質量 %		1以下																																																																														
種類及び記号		PKR-T																																																																														
項目																																																																																
エングレー度 (25℃)		1～10																																																																														
ふるい残留分 (1.18mm) %		0.3以下																																																																														
付着度		2/3以上																																																																														
粒子の電荷		陽 (+)																																																																														
蒸発残留分 %		50以上																																																																														
蒸発残留物	針入度 (25℃) 1/10mm	60を超え150以下																																																																														
	軟化点 ℃	42.0以上																																																																														
	タフネス	(25℃) N・m	3.0以上																																																																													
		(15℃) N・m	—																																																																													
	テナシティ	(25℃) N・m	1.5以上																																																																													
(15℃) N・m		—																																																																														
貯蔵安定度 (24hr) 質量 %		1以下																																																																														
<p>6. グースアスファルトに用いるアスファルト グースアスファルトに用いるアスファルトは、表 2-2-22 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。</p>	<p>6. グースアスファルトに用いるアスファルト グースアスファルトに用いるアスファルトは、表 2-2-21 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。</p>	番号修正																																																																														
<p>7. グースアスファルト グースアスファルトは、表 2-2-23 に示す硬質アスファルトの規格を標準とするものとする。</p>	<p>7. グースアスファルト グースアスファルトは、表 2-2-22 に示す硬質アスファルトの規格を標準とするものとする。</p>	番号修正																																																																														
<p>2-2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令 (令和5年9月改正政令第276号) に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-25、表 2-2-26、表 2-2-27 の規格に適合するものとする。表 2-2-25 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)</p> <p>路上表層再生用</p> <table border="1" data-bbox="240 1539 1216 1942"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘度 (25℃)</td> <td>SFS</td> <td>15～85</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A072</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>60 以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A079</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸発残留物</td> <td>引火点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200 以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A045</td> </tr> <tr> <td>粘度 (60℃)</td> <td>mm²/s</td> <td>50～300</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2 以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0 以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	粘度 (25℃)	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧 A072	蒸発残留分	%	60 以上	舗装調査・試験法便覧 A079	蒸発残留物	引火点 (COC)	℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧 A045	粘度 (60℃)	mm ² /s	50～300	舗装調査・試験法便覧 A051	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	舗装調査・試験法便覧 A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	舗装調査・試験法便覧 A046	<p>2-2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令 (令和元年6月改正政令第19号) に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-24、表 2-2-25、表 2-2-26 の規格に適合するものとする。表 2-2-24 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)</p> <p>路上表層再生用</p> <table border="1" data-bbox="1486 1539 2463 1942"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘度 (25℃)</td> <td>SFS</td> <td>15～85</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A072</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>60 以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A079</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸発残留物</td> <td>引火点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200 以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A045</td> </tr> <tr> <td>粘度 (60℃)</td> <td>mm²/s</td> <td>50～300</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2 以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0 以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	粘度 (25℃)	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧 A072	蒸発残留分	%	60 以上	舗装調査・試験法便覧 A079	蒸発残留物	引火点 (COC)	℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧 A045	粘度 (60℃)	mm ² /s	50～300	舗装調査・試験法便覧 A051	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	舗装調査・試験法便覧 A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	舗装調査・試験法便覧 A046	番号修正 (一部修正) 適用すべき諸基準類との整合																				
項目	単位	規格値	試験方法																																																																													
粘度 (25℃)	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧 A072																																																																													
蒸発残留分	%	60 以上	舗装調査・試験法便覧 A079																																																																													
蒸発残留物	引火点 (COC)	℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧 A045																																																																												
	粘度 (60℃)	mm ² /s	50～300	舗装調査・試験法便覧 A051																																																																												
	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																																																												
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																																																												
項目	単位	規格値	試験方法																																																																													
粘度 (25℃)	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧 A072																																																																													
蒸発残留分	%	60 以上	舗装調査・試験法便覧 A079																																																																													
蒸発残留物	引火点 (COC)	℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧 A045																																																																												
	粘度 (60℃)	mm ² /s	50～300	舗装調査・試験法便覧 A051																																																																												
	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																																																												
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																																																												

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)

摘要

表2-2-26 再生用添加剤の品質 (オイル系)

路上表層再生用

項目	単位	規格値	試験方法
引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧A045
粘土 (60℃)	mm ² /s	50~300	舗装調査・試験法便覧A051
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧A046
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧A046

表2-2-27 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度 (60℃) mm ² /s	80~1,000
引火点 ℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密度 (15℃) g/cm ³	報告
組成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。

表2-2-25 再生用添加剤の品質 (オイル系)

路上表層再生用

項目	単位	規格値	試験方法
引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧A045
粘土 (60℃)	mm ² /s	50~300	舗装調査・試験法便覧A051
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧A046
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧A046

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度 (60℃) mm ² /s	80~1,000
引火点 ℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密度 (15℃) g/cm ³	報告
組成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。

番号修正

2-2-12-1 道路標識

(4) 反射シート

標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2-2-28、表 2-2-29 に示す規格以上のものとする。

また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。

なお、受注者は、表 2-2-28、表 2-2-29 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。

2-2-12-1 道路標識

(4) 反射シート

標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2-2-27、表 2-2-28 に示す規格以上のものとする。

また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。

なお、受注者は、表 2-2-27、表 2-2-28 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。

番号修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)

摘要

表 2-2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

表 2-2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	57	14	7.0	11
	40°	95	54	13	7.0	11
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

表 2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

表 2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	57	14	7.0	11
	40°	95	54	13	7.0	11
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

番号修正

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

3-1-1-1 請負代金内訳書

1. 請負代金内訳書

受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。

2. 内訳書の内容説明

3-1-1-1 用語の定義

1. 一般事項

土木工事にあつては、第1編の1-1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする。

(全文修正)
国の共通仕様書に併せた修正

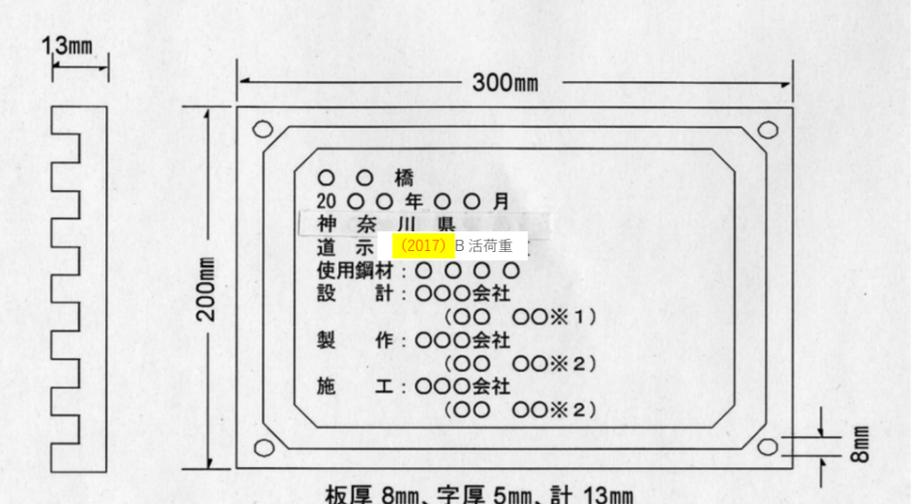
(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																																													
<p>監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。</p>																																															
<p>3-1-1-2 工程表 受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>	<p>2. 段階確認 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p>	1-1-1-1 に移動																																													
<p>3-1-1-2 工程表 受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>	<p>3-1-1-2 工程表 受注者は、契約書第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>	(一部削除) 文言を一部削除																																													
	<p>3-1-1-4 支給材料及び貸与物件 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1-1-1-17 支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。 2. 貸与機械の使用 受注者は、貸与機械の使用にあつては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。</p>	1-1-1-19 に移動																																													
<p>3-1-1-4 監督員による確認及び立会等 表 3-1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" data-bbox="219 1016 1377 1234"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼管矢板基礎工</td> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防堰堤</td> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要構造物 砂防堰堤</td> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地覆工 橋梁高欄工</td> <td></td> <td>鉄筋組立完了時</td> <td>鉄筋組立完了</td> <td>1支間ごとに両側各1箇所</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度	鋼管 矢板基礎工		省略			砂防 堰堤		省略			重要構造物 砂防 堰堤		省略			地覆工 橋梁高欄工		鉄筋組立完了時	鉄筋組立完了	1支間ごとに両側各1箇所	<p>3-1-1-5 監督員による確認及び立会等 表 3-1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1466 1016 2582 1171"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼管井筒基礎工</td> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防ダム</td> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要構造物 砂防ダム</td> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度	鋼管 井筒基礎工		省略			砂防 ダム		省略			重要構造物 砂防 ダム		省略			番号修正 文言修正 (一部追加) 国の改定に伴い追加
種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度																																											
鋼管 矢板基礎工		省略																																													
砂防 堰堤		省略																																													
重要構造物 砂防 堰堤		省略																																													
地覆工 橋梁高欄工		鉄筋組立完了時	鉄筋組立完了	1支間ごとに両側各1箇所																																											
種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度																																											
鋼管 井筒基礎工		省略																																													
砂防 ダム		省略																																													
重要構造物 砂防 ダム		省略																																													
<p>3-1-1-5 数量の算出</p>	<p>3-1-1-6 数量の算出</p>	番号修正																																													
<p>3-1-1-6 品質証明</p>	<p>3-1-1-7 品質証明</p>	番号修正																																													
<p>3-1-1-7 工事完成図書の納品 2. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品又は電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。 3. 成果品 受注者は、「電子納品運用ガイドライン<工事編>【土木工事版】」に基づいて電子成果品又は紙の成果品を作成及び納品しなければならない。</p>	<p>3-1-1-8 工事完成図書の納品 2. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品または電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。 3. 成果品 受注者は、「電子納品運用ガイドライン<工事編>【土木工事版】」に基づいて電子成果品または紙の成果品を作成及び納品しなければならない。</p>	番号修正 文言修正																																													
<p>3-1-1-8 請負代金の支払いを伴わない工事検査</p>	<p>3-1-1-9 請負代金の支払いを伴わない工事検査</p>	番号修正																																													

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 6 年 11 月版)	摘 要
<p>10. 適用規定 受注者は、当該中間技術検査及び抜打ち検査については、第 3 編 3-1-1-4 監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。</p>	<p>10. 適用規定 受注者は、当該中間技術検査及び抜打ち検査については、第 3 編 3-1-1-5 監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。</p>	番号修正
<p>(削除)</p>	<p>3-1-1-10 施工管理 1. 適用規定 土木工事にあつては、第 1 編 1-1-1-24 施工管理の規定に加え以下の規定による。 2. 建設資材の品質記録 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録、証明書等について監督員に提出しなければならない。</p>	(削除) 2 編の内容との齟齬
	<p>3-1-1-11 工事中の安全確保 1. 適用規定 土木工事にあつては、第 1 編 1-1-1-27 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号、令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 3. 使用する建設機械 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。 4. 架空線等事故防止対策 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。</p>	1-1-1-29 に移動
	<p>3-1-1-12 交通安全管理 1. 適用規定 土木工事にあつては、第 1 編 1-1-1-33 交通安全管理の規定に加え以下の規定による。 2. 工事中道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工事中道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事中道路の維持管理及び補修を行うものとする。 3. 施工計画書 受注者は、指定された工事中道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	1-1-1-35 に移動
	<p>3-1-1-13 工事測量 1. 適用規定 土木工事にあつては、第 1 編 1-1-1-38 工事測量の規定に加え以下の規定による。</p>	1-1-1-40 に移動

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 6 年 11 月版)	摘 要
	2. 仮設標識 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	
3-1-1-9 提出書類	3-1-1-14 提出書類	番号修正
3-1-1-10 創意工夫	3-1-1-15 創意工夫	番号修正
	3-1-1-16 工事監督ワンデーレスポンス 1. 一般事項 工事監督ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への発注者の回答は、基本的に「その日のうちに回答」することである。ただし、「その日のうちの回答」が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを発注者と受注者が協議のうえ、「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような、何らかの回答をその日のうちにすることである。 2. 適用規定 工事監督ワンデーレスポンスの対象工事は、原則、請負金額が2,500万円以上の工事とする。なお、請負金額が2,500万円未満の工事であっても、発注者と受注者の協議が整えば実施することができる。 3. 資料等の作成 受注者は、質問、協議にあたっては、発注者が何らかの回答をその日のうちにできるよう、現場の問題点、協議事項、回答期限等についての的確な資料等を作成しなければならない。「その日のうちの回答」が困難な場合は、「回答期限」について監督員と協議するものとする。 なお、発注者は、予告した「回答期限」を超過することが明らかになった場合は、その時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡しなければならない。 4. 工程管理方法 受注者は、計画工程表の提出にあたっては、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議しなければならない。 5. 問題が発生した場合の処置 受注者は、工事施工中において問題が発生した場合及び計画工程と実施工程に差異が生じた場合は、速やかに文書等により、監督員に報告しなければならない。	1-1-1-5 に移動
<h2>第2章 一般施工</h2>		
第 2 節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和 2 年 9 月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成 26 年 3 月） 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成 31 年 3 月） 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成 4 年 12 月） 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成 2 年 11 月） 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和 49 年 7 月）	第 2 節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成 27 年 3 月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成 26 年 3 月） 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成 31 年 3 月） 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成 4 年 12 月） 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成 2 年 11 月） 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和 49 年 7 月）	（一部修正） 適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について (平成2年9月)</p> <p>日本グROUT協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月)</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準について (令和5年3月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年12月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年3月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (令和5年2月)</p> <p>建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)</p> <p>建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月)</p> <p>国土交通省 道路標識設置基準 (令和2年6月)</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)</p> <p>建設省 土木構造物設計マニュアル (案) [土工構造物・橋梁編] (平成11年11月)</p> <p>建設省 土木構造物設計マニュアル (案) に係わる設計・施工の手引き (案) [ボックスカルバート・擁壁編] (平成11年11月)</p> <p>国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)</p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル (案) [樋門編] (平成13年12月)</p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル (案) に係わる設計・施工の手引き (案) (樋門編) (平成13年12月)</p> <p>国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)</p> <p>労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和5年4月)</p> <p>厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (令和5年12月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) [2023年制定] (2023年9月)</p>	<p>建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について (平成2年9月)</p> <p>日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月)</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成31年3月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p>建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)</p> <p>建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月)</p> <p>国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)</p> <p>建設省 土木構造物設計マニュアル (案) [土工構造物・橋梁編] (平成11年11月)</p> <p>建設省 土木構造物設計マニュアル (案) に係わる設計・施工の手引き (案) [ボックスカルバート・擁壁編] (平成11年11月)</p> <p>国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)</p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル (案) [樋門編] (平成13年12月)</p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル (案) に係わる設計・施工の手引き (案) (樋門編) (平成13年12月)</p> <p>国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)</p> <p>労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)</p> <p>厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (平成21年4月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) (平成30年10月)</p>	

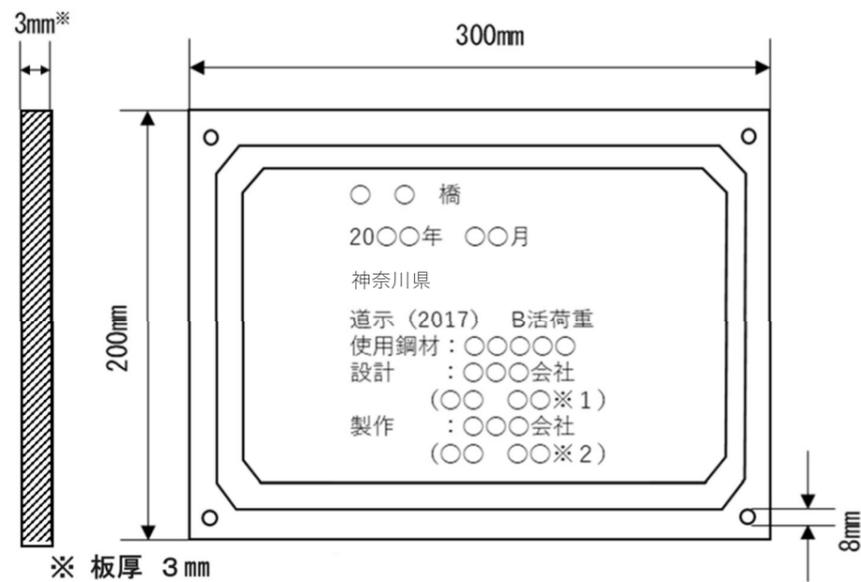
(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル (平成23年8月)</p>		
<p>3-2-3-2 材料 4. 路側防護柵工の材料 (7) 以下に示すような場所でも環境条件が厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ① 凍結防止材を散布する区間 ② 交通量が非常に多い区間 ③ 海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所） ④ 温泉地帯など ⑤ 雨水や凍結防止材を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</p>	<p>3-2-3-2 材料 4. 路側防護柵工の材料 (7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p>	<p>（一部修正） 適用すべき諸基準類との整合</p>
<p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料 (2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の 77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく（HDZT49 の 49μm膜厚）以上としなければならない。</p>	<p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料 (2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の 550g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の 350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p>	<p>（一部修正） 適用すべき諸基準類との整合</p>
<p>6. 視線誘導標の形状及び性能 (1) 支柱 ④ 塗装仕上げする鋼管の場合 3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。 ⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT49）の 49μm（膜厚）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p>	<p>6. 視線誘導標の形状及び性能 (2) 支柱 ④ 塗装仕上げする鋼管の場合 3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。 ⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の 350g/m²（片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p>	<p>（一部修正） 適用すべき諸基準類との整合</p>
<p>3-2-3-6 小型標識工 1. 一般事項 受注者は、視認上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。 15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の 77μm（膜厚）以上としなければならない。ただし、厚さ 3.2mm 以上、6mm 未満の鋼材については2種（HDZT63）63μm以上、厚さ 3.2mm 未満の鋼材については（HDZT49）49μm（膜厚）以上としなければならない。</p>	<p>3-2-3-6 小型標識工 1. 一般事項 受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。 15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ 3.2mm 以上、6mm 未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/m²以上、厚さ 3.2mm 未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p>	<p>文言修 （一部修正） 適用すべき諸基準類との整合</p>
<p>3-2-3-7 防止柵工 3. 亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT49）の 49μm（膜厚）以上となるよう施工しなければならない。</p>	<p>3-2-3-7 防止柵工 3. 亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の 350g/m²（片面付着量）以上となるよう施工しなければならない。</p>	<p>（一部修正） 適用すべき諸基準類との整合</p>

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
4. 捨石基礎の施工	4. 捨石基礎の施工(1)	(一部削除)(1)
5. 捨石基礎の施工	5. 捨石基礎の施工(2)	(一部削除)(2)
<p>3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>2. ブロック組立て施工</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編) [2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>2. ブロック組立て施工</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)」(土木学会、平成30年10月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>3-2-3-15 PCホロースラブ製作工</p> <p>1. 円筒型枠の施工</p> <p>受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。</p>	<p>3-2-3-15 PCホロースラブ製作工</p> <p>1. 円筒型枠の施工</p> <p>受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。</p>	
<p>3-2-3-25 銘板工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、橋歴板に用いる材質又は表面に透明な高対候性フィルムにより被膜したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒字に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図3-2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p>	<p>3-2-3-25 銘板工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図3-2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p> 	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合

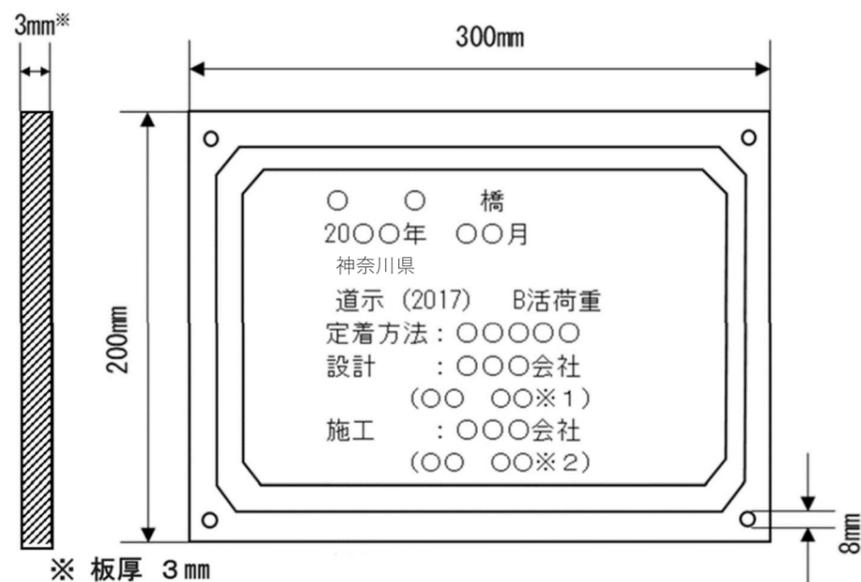
(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)

摘要



※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名



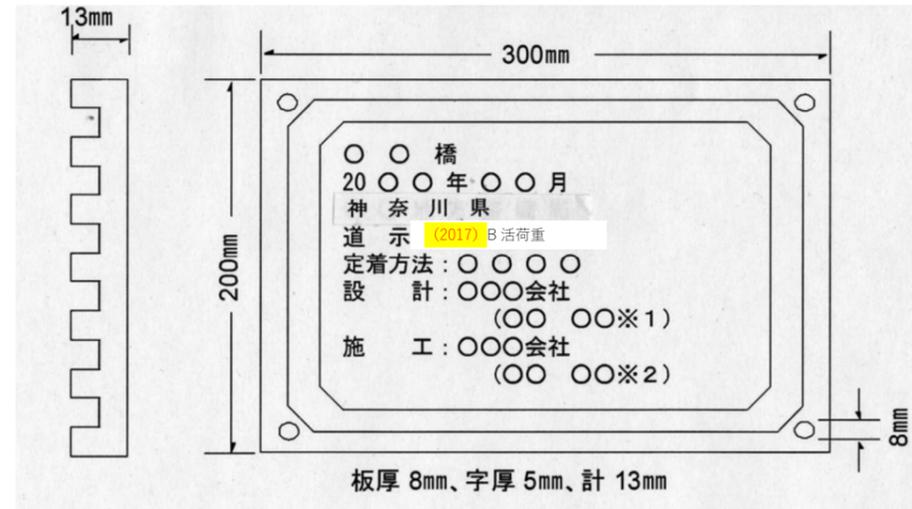
※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名

図 3-2-2 銘板の寸法及び記載事項

3. 橋歴板記載事項

受注者は、橋歴板に記載する年月は、**橋梁の完成**年月を記入しなければならない。

※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名



※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名

図 3-2-2 銘板の寸法及び記載事項

3. 橋歴板記載事項

受注者は、橋歴板に記載する年月は、**上部工の竣工**年月を記入しなければならない。

3-2-3-32 かごマット工

3. 表示標の提出

表 3-2-10 要求性能の確認方法

3-2-3-32 かごマット工

3. 表示標の提出

表 3-2-10 要求性能の確認方法

番号修正
(一部修正)
適用すべき諸基準
類との整合

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)

摘要

項目	要求性能	確認方法			
		試験方法	試験条件	基準値	
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態で母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追従する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張強度 (JIS G 3547 に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30 g /m ² 以上
			線材磨耗試験	回転数 20,000 回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと		
材に上記性能に加えて蓋に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験または線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90 以上
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩擦試験の線的摩擦試験または面材摩擦試験の面的摩擦試験	[線材磨耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材磨耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期磨耗後)

項目	要求性能	確認方法			
		試験方法	試験条件	基準値	
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いた状態で母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追従する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張強度 (JIS G 3547 に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30 g /m ² 以上
			線材磨耗試験	回転数 20,000 回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと		
材に上記性能に加えて蓋に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験または線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90 以上
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩擦試験の線的摩擦試験または面材摩擦試験の面的摩擦試験	[線材磨耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材磨耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期磨耗後)

(一部追加)
注2に対する()を追加

- [注1] 表3-2-10の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験(表3-2-12)を行うものとする。
- [注2] メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

- [注1] 表3-2-11の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験(表3-2-13)を行うものとする。
- [注2] メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

6. 連結方法

6. 連結方法

表 3-2-12 線材の品質管理試験の内容

試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
工場	線径	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right\}$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ^{※1} に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法または ICP 発光分析法	5巻線に1回

表 3-2-12 線材の品質管理試験の内容

試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
工場	線径	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right\}$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ^{※1} に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法または ICP 発光分析法	5巻線に1回

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘要
-----------------------------	------------------------------	----

公的 試験機関	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	線径	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right\}$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法 または ICP 発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数 0.90 以上	面的摩擦試験、 または線の摩擦試験	200巻線に1回	
	長期性能型 摩擦係数 0.90 以上 (初期摩擦後)	線材摩擦試験後の線の摩擦試験 または面材摩擦試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回	

[注1] ※1 巻線とは、工場における製造単位を言い、約1tとする。

※2 メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。

なお、メッキ鉄線以外の線材については、メッキ成分及びメッキ付着量の試験項目を省略できるものとする。

[注2] 線径の基準値の()書きは、30cm規格、{ }書きは、50cm規格

[注3] メッキ鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。

公的 試験機関	メッキ付着量	※2	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回
	線径	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right\}$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法 または ICP 発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回
摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数 0.90 以上	面的摩擦試験、 または線の摩擦試験	200巻線に1回	
	長期性能型 摩擦係数 0.90 以上 (初期摩擦後)	線材摩擦試験後の線の摩擦試験 または面材摩擦試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回	

[注1] ※1 巻線とは、工場における製造単位を言い、約1tとする。

※2 メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。

なお、メッキ鉄線以外の線材については、メッキ成分及びメッキ付着量の試験項目を省略できるものとする。

[注2] 線径の基準値の()書きは、30cm規格、[]書きは、50cm規格

[注3] メッキ鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。

3-2-4-4 既製杭工

13. 既製コンクリート杭の施工

既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。

(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。

(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。

(3) 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。

14. 杭支持層の確認・記録

受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) 7 施工 7.4 くい施工で、7.4.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを

13. 既製コンクリート杭の施工

既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。

(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。

(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。

(3) 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。

14. 杭支持層の確認・記録

受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) 7 施工 7.4 くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物(スライ

文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																								
<p>造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">外 径</th> <th style="width: 15%;">許容量</th> <th style="width: 60%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1,016mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1,016mm を超え 2,000mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容量	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1,016mm を超え 2,000mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>ム)を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">外 径</th> <th style="width: 15%;">許容量</th> <th style="width: 60%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1016mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mm を超え 2000mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容量	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm 以上 1016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1016mm を超え 2000mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	
外 径	許容量	摘 要																								
700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1,016mm を超え 2,000mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
外 径	許容量	摘 要																								
700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700mm 以上 1016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1016mm を超え 2000mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
<p>3-2-4-6 深礎工 9.裏込材注入圧力</p>	<p>3-2-4-6 深礎工 9.裏込注入</p>	文言修正																								
<p>12. 施工計画書、施工記録</p>	<p>12. 施工計画、施工記録</p>	文言修正																								
<p>3-2-4-7 オープンケーソン基礎工 10. 底盤コンクリート打設準備</p> <p>受注者は、底盤コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管またはコンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。</p>	<p>3-2-4-7 オープンケーソン基礎工 10. 底版コンクリート打設準備</p> <p>受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管またはコンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。</p>	文言修正																								
<p>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工 9. 杭頭部の切りそろえ</p>	<p>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工 9. 杭頭部の切りそろえし</p>	文言修正																								
<p>11. 鋼管矢板の溶接</p> <p>(2)受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">外 径</th> <th style="width: 15%;">許容量</th> <th style="width: 60%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1,016mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1,016mm を超え 2,000mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容量	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1,016mm を超え 2,000mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>11. 鋼管矢板の溶接</p> <p>(2)受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">外 径</th> <th style="width: 15%;">許容量</th> <th style="width: 60%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1,016mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mm を超え 1524mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容量	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1016mm を超え 1524mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
外 径	許容量	摘 要																								
700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1,016mm を超え 2,000mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
外 径	許容量	摘 要																								
700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1016mm を超え 1524mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
<p>19. 底盤コンクリートの打設前準備</p>	<p>19. 底版コンクリートの打設前準備</p>	文言修正																								

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)

摘要

3-2-6-3 アスファルト舗装の材料

9. 上層路盤の材料規格

表 3-2-18 上層路盤の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
	エージング期間	—	6 ヶ月以上
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上

表 3-2-19 上層路盤の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
	エージング期間	—	6 ヶ月以上
	一軸圧縮強さ [14日] (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	1.2 以上
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上

15. 適用規定 (再生アスファルト(2))

再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、令和6年3月)による。

3-2-6-3 アスファルト舗装の材料

9. 上層路盤の材料規格

表 3-2-18 上層路盤の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 B014	1.5 以下
	エージング期間	—	6 ヶ月以上
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上

表 3-2-19 上層路盤の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 B004	1.5 以下
	エージング期間	—	6 ヶ月以上
	一軸圧縮強さ [14日] (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	1.2 以上
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上

15. 適用規定 (再生アスファルト(2))

再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、平成22年11月)による。

3-2-6-6 橋面防水工

4. 橋面防水工の施工

受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編 3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得な

3-2-6-6 橋面防水工

4. 橋面防水工の施工

受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編 3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(一部追加)
国の改定に伴い追加

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																																																																		
<p>なければならない。</p>																																																																				
<p>3-2-6-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8 施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-2-6-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7 施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(一部修正)</p> <p>適用すべき諸基準類との整合</p>																																																																		
<p>3-2-6-9 排水性舗装工</p> <p>2. 適用規定(2)</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1 排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 2-8 施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>8. 施工工程</p> <p>受注者は、第1編1-1-1-6 第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。</p> <p>なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。</p>	<p>3-2-6-9 排水性舗装工</p> <p>2. 適用規定(2)</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1 排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 2-7 施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>8. 施工工程</p> <p>受注者は、第1編1-1-1-4 第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。</p> <p>なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。</p>	<p>番号修正</p> <p>(一部修正)</p> <p>適用すべき諸基準類との整合</p>																																																																		
<p>3-2-6-11 グースアスファルト舗装工</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-31 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1" data-bbox="240 1314 1210 1743"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験(-10℃、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 基盤目試験の判定点は(一財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-32 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1" data-bbox="240 1877 1210 1932"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>アスファルト</th> <th>ゴム系溶剤型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1,2	粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1,2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600	低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600	項目	アスファルト	ゴム系溶剤型	試験方法					<p>3-2-6-11 グースアスファルト舗装工</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-31 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1" data-bbox="1486 1314 2457 1743"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験(-10℃、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1" data-bbox="1486 1877 2457 1932"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>アスファルト</th> <th>ゴム系溶剤型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1,2	粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1,2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600	低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5664	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600	項目	アスファルト	ゴム系溶剤型	試験方法					<p>(一部修正)</p> <p>適用すべき諸基準類との整合</p> <p>(一部修正)</p> <p>国の改定に伴い削除</p>
項目		規格値		試験法																																																																
	ゴムアスファルト系																																																																			
不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1,2																																																																		
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1,2																																																																		
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600																																																																		
低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K5600																																																																		
基盤目試験 (点)	10	JIS K5600																																																																		
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600																																																																		
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600																																																																		
項目	アスファルト	ゴム系溶剤型	試験方法																																																																	
項目	規格値	試験法																																																																		
	ゴムアスファルト系																																																																			
不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1,2																																																																		
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1,2																																																																		
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600																																																																		
低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K5600																																																																		
基盤目試験 (点)	10	JIS K5600																																																																		
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5664																																																																		
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600																																																																		
項目	アスファルト	ゴム系溶剤型	試験方法																																																																	

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)

	系(ゴム入り) 溶剤型	1次プライマー	2次プライマー	
指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K5600-1 ^{※1}
不揮発分(%)	20以上	10以上	25以上	JIS K6833-1, 2 ^{※2}
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 ^{※1}
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 ^{※1}

[注]※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する)

※2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。

表 3-2-37 目地材の規格

項目	規格値	試験法
針入度(円錐針)(mm)	9以下	舗装調査・試験法便覧
流動(mm)	3以下	
引張量(mm)	10以上	

(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)

	系(ゴム入り) 溶剤型	1次プライマー	2次プライマー	
指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K5600-1 ^{※1}
不揮発分(%)	20以上	10以上	25以上	JIS K6839-1, 2 ^{※2}
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 ^{※1}
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 ^{※1}

[注]※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する)

※2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。

表 3-2-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質

項目	種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法
指触乾燥時間(23℃)分		60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 ^{※1}
不揮発分%		20以上	50以上	35以上	JIS K6833-1, 2 ^{※2}
作業性		塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 ^{※1}
耐水性		5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 ^{※1}

[注1] ※1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する

※2 試験方法は JIS K6833-1, 2, JIS K6387-1, 2などを参考に実施する

[注2] 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による

表 3-2-37 目地材の規格

項目	規格値	試験法
針入度(円錐針)(mm)	9以下	舗装調査・試験法便覧
流れ(mm)	3以下	
引張量(mm)	10以上	

3-2-6-12 コンクリート舗装工

9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定

(1) 日平均気温が 25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が 30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下または、舗設後 6 日以内に 0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第 8 章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、令和 6 年 3 月)の規定によるものとし、第 1 編 1-1-1-6 第 1 項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。

3-2-6-12 コンクリート舗装工

9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定

(1) 日平均気温が 25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が 30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下または、舗設後 6 日以内に 0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第 8 章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定によるものとし、第 1 編 1-1-1-4 第 1 項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければな

摘要

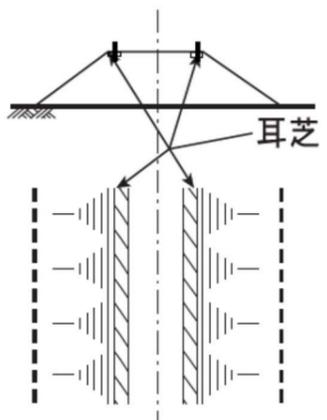
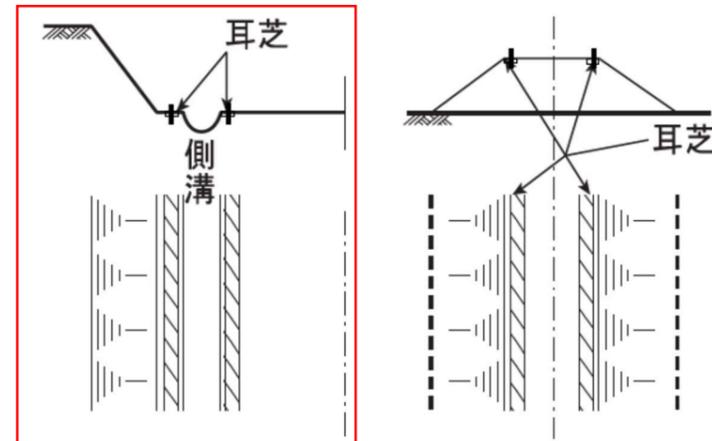
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 6 年 11 月版)	摘 要
	らない。	
3-2-6-7 アスファルト舗装工 表 3-2-23 安定処理路盤の品質規格	3-2-6-7 アスファルト舗装工 表 3-2-25 安定処理路盤の品質規格	番号修正
3-2-6-8 半たわみ性舗装工 4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第 9 章 9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定、「舗装施工便覧 第 5 章及び第 6 章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第 10 章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成 4 年 12 月)の規定、「舗装再生便覧 第 2 章 2-7 施工」(日本道路協会、令和 6 年 3 月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3-2-6-8 半たわみ性舗装工 4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第 9 章 9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定、「舗装施工便覧 第 5 章及び第 6 章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第 10 章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成 4 年 12 月)の規定、「舗装再生便覧 第 2 章 2-7 施工」(日本道路協会、平成 22 年 11 月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	(一部修正) 適用すべき諸基準類の修正
3-2-6-9 排水性舗装工 2. 適用規定(2) 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第 7 章ポーラスアスファルト混合物の施工、第 9 章 9-3-1 排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定、「舗装再生便覧 2-8 施工」(日本道路協会、令和 6 年 3 月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 8. 施工工程 受注者は、第 1 編 1-1-1-6 第 1 項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な 1 日あたりの施工工程を記載するものとする。 なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。	3-2-6-9 排水性舗装工 2. 適用規定(2) 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第 7 章ポーラスアスファルト混合物の施工、第 9 章 9-3-1 排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定、「舗装再生便覧 2-7 施工」(日本道路協会、平成 22 年 11 月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 8. 施工工程 受注者は、第 1 編 1-1-1-4 第 1 項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な 1 日あたりの施工工程を記載するものとする。 なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。	(一部修正) 適用すべき諸基準類の修正
3-2-6-11 ゲースアスファルト舗装工 11. 混合物の製造 (2) ミキサ ー 排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。	3-2-6-11 ゲースアスファルト舗装工 11. 混合物の製造 (2) ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。	文言修正
3-2-6-12 コンクリート舗装工 9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定 (1) 日平均気温が 25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が 30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下または、舗設後 6 日以内に 0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第 8 章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、令和 6 年 3 月)の規定によるものとし、第 1 編 1-1-1-6 第 1 項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	3-2-6-12 コンクリート舗装工 9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定 (1) 日平均気温が 25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が 30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下または、舗設後 6 日以内に 0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第 8 章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成 18 年 9 月)の規定によるものとし、第 1 編 1-1-1-4 第 1 項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	(一部修正) 適用すべき諸基準類の修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>3-2-7-5 パイルネット工</p> <p>4. 既製コンクリート杭の規定</p> <p>(3) 受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督員または、検査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなればならない。</p> <p>(8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。</p> <p>② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。</p> <p>③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。</p> <p>(9) 受注者は、杭のカットオフにあたり、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、殻運搬処理を行うにあたって、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。</p>	<p>3-2-7-5 パイルネット工</p> <p>4. 既製コンクリート杭の規定</p> <p>(3) 受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督員または、検査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しならなければならない。</p> <p>① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。</p> <p>② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。</p> <p>③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。</p> <p>(9) 受注者は、杭のカットオフにあたり、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、殻運搬処理を行うにあたって、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。</p>	文言修正
<p>3-2-9-3 構造物取壊し工</p> <p>4. 鋼材切断</p>	<p>3-2-9-3 構造物取壊し工</p> <p>4. 鉄筋切断</p>	文言修正
<p>3-2-9-14 骨材再生工</p> <p>1. 骨材再生工の施工</p> <p>骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編 1-1-1-21 建設副産物の規定による。</p>	<p>3-2-9-14 骨材再生工</p> <p>1. 骨材再生工の施工</p> <p>骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編 1-1-1-19 建設副産物の規定による。</p>	番号修正
<p>3-2-9-15 運搬処理工</p> <p>1. 工事現場発生品の規定</p> <p>工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編 1-1-1-20 工事現場発生品の規定による。</p>	<p>3-2-9-15 運搬処理工</p> <p>1. 工事現場発生品の規定</p> <p>工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編 1-1-1-18 工事現場発生品の規定による。</p>	番号修正
<p>2. 建設副産物の規定</p> <p>工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編 1-1-1-21 建設副産物の規定による。</p>	<p>2. 建設副産物の規定</p> <p>工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編 1-1-1-19 建設副産物の規定による。</p>	番号修正
<p>3-2-10-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮棧橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、建設発生土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>3-2-10-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮棧橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、建設発生土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、その他これらに類する工種について定める。</p>	(一部追加) 国の改定に伴い追加
<p>3-2-10-4 路面覆工</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置</p>	<p>3-2-10-4 路面覆工</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																												
<p>基準(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。</p>	<p>設置基準(案)」(国土交通省、平成22年6月)の規定による。</p>																													
<p>3-2-10-16 トンネル仮設備工</p> <p>9. 集じん装置の設置</p> <p>受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル(吸入性)粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。</p> <p>10. 換気等の効果確認</p> <p>受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2 mg/m³以下とし、掘削断面が小さいため2 mg/m³を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2 mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p>	<p>3-2-10-16 トンネル仮設備工</p> <p>9. 集じん装置の設置</p> <p>受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。</p> <p>10. 換気等の効果確認</p> <p>受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3 mg/m³以下とし、掘削断面が小さいため3 mg/m³を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3 mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p>	<p>(一部修正)</p> <p>適用すべき諸基準類との整合</p>																												
<p>3-2-10-23 足場工</p> <p>受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p>	<p>3-2-10-23 足場工</p> <p>受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p>	<p>(一部修正)</p> <p>適用すべき諸基準類との整合</p>																												
<p>3-2-12-2 材料</p> <p>3. 溶接材料</p> <p>受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-45に従って設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-45 溶接材料区分</p> <table border="1" data-bbox="237 1360 1210 1831"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低 じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の 要求値 と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p>3-2-12-2 材料</p> <p>3. 溶接材料</p> <p>受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-45に従って設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-45 溶接材料区分</p> <table border="1" data-bbox="1484 1360 2457 1831"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p>(一部修正)</p> <p>国の改定に伴い修正</p> <p>(一部追加)</p> <p>国の改定に伴い追加</p>
使用区分	使用する溶接材料																													
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料																													
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料																													
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低 じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の 要求値 と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																													
使用区分	使用する溶接材料																													
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料																													
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料																													
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																													

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																																																
<p>7. 工場塗装工の材料</p> <p>(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合は使用することができる。</p>	<p>7. 工場塗装工の材料</p> <p>(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。</p>																																																	
<p>3-2-12-3 桁製作工</p> <p>(7)組立溶接</p> <p>受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。</p> <p>組立溶接のすみ肉脚長(すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長)は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成PCMが0.22%以下の場合は、50mm以上とすることができるものとする。</p> $PCM = C + \frac{Mn}{20} + \frac{Si}{30} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + \frac{Cu}{20} + 5B \quad (\%)$ <p>(11) 溶接の検査</p> <p>表 3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1" data-bbox="237 1222 1228 1734"> <thead> <tr> <th>部 材</th> <th>1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験撮影枚数</th> <th>超音波探傷試験検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1枚(始端又は端部を含む)</td> <td rowspan="7">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1枚(始端又は端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">曲げ部材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1枚(始端又は端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>1枚(始端又は端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1枚(引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1枚(始端又は端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1枚(始端又は端部を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験撮影枚数	超音波探傷試験検査長さ	引張部材	1	1枚(始端又は端部を含む)	継手全長を原則とする	圧縮部材	5	1枚(始端又は端部を含む)	曲げ部材	引張フランジ	1枚(始端又は端部を含む)	圧縮フランジ	1枚(始端又は端部を含む)	腹板	応力に直角な方向の継手	1枚(引張側)	応力に平行な方向の継手	1枚(始端又は端部を含む)	鋼床版	1	1枚(始端又は端部を含む)	<p>3-2-12-3 桁製作工</p> <p>(7)組立溶接</p> <p>受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。</p> <p>組立溶接のすみ肉脚長(すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長)は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成PCMが0.22%以下の場合は、50mm以上とすることができるものとする。</p> $PCM = C + \frac{Mn}{20} + \frac{Si}{30} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + \frac{Cu}{20} + 5B \quad (\%)$ <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-51の条件を満たす場合に限り、表3-2-50により予熱することを標準とする。</p> <p>なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-52とする。</p> <p>(11) 溶接の検査</p> <p>表 3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1" data-bbox="1489 1222 2481 1734"> <thead> <tr> <th>部 材</th> <th>1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験撮影枚数</th> <th>超音波探傷試験検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td rowspan="7">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">曲げ部材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1枚(引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験撮影枚数	超音波探傷試験検査長さ	引張部材	1	1枚(端部を含む)	継手全長を原則とする	圧縮部材	5	1枚(端部を含む)	曲げ部材	引張フランジ	1枚(端部を含む)	圧縮フランジ	1枚(端部を含む)	腹板	応力に直角な方向の継手	1枚(引張側)	応力に平行な方向の継手	1枚(端部を含む)	鋼床版	1	1枚(端部を含む)	<p>(一部修正)</p> <p>国の改定に伴い修正</p> <p>(一部削除)</p> <p>記載の重複</p>
部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験撮影枚数	超音波探傷試験検査長さ																																															
引張部材	1	1枚(始端又は端部を含む)	継手全長を原則とする																																															
圧縮部材	5	1枚(始端又は端部を含む)																																																
曲げ部材	引張フランジ	1枚(始端又は端部を含む)																																																
	圧縮フランジ	1枚(始端又は端部を含む)																																																
	腹板	応力に直角な方向の継手		1枚(引張側)																																														
		応力に平行な方向の継手		1枚(始端又は端部を含む)																																														
鋼床版	1	1枚(始端又は端部を含む)																																																
部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験撮影枚数	超音波探傷試験検査長さ																																															
引張部材	1	1枚(端部を含む)	継手全長を原則とする																																															
圧縮部材	5	1枚(端部を含む)																																																
曲げ部材	引張フランジ	1枚(端部を含む)																																																
	圧縮フランジ	1枚(端部を含む)																																																
	腹板	応力に直角な方向の継手		1枚(引張側)																																														
		応力に平行な方向の継手		1枚(端部を含む)																																														
鋼床版	1	1枚(端部を含む)																																																
<p>3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p>	<p>3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p>	<p>(一部修正)</p> <p>適用すべき諸基準</p>																																																

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の 77 μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく (HDZT49) の 49 μm (膜厚) 以上としなければならない。</p>	<p>② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2 種の (HDZ55) の 550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく 2 種 (HDZ35) の 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	類との整合
<p>3-2-13-8 架設工 (トラベラークレーン架設) 2. 釣合片持式架設</p>	<p>3-2-13-8 架設工 (トラベラークレーン架設) 2. 釣合片持式工法</p>	文言修正
<p>3-2-14-2 植生工</p>  <p>図 3-2-7 耳芝</p>	<p>3-2-14-2 植生工</p>  <p>図 3-2-7 耳芝</p>	(一部削除) 国の改定に伴い削除
<p>3-2-17-2 材料 1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法 (令和5年5月改正法律第36号) に基づくものでなければならない。</p>	<p>3-2-17-2 材料 1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法 (平成30年6月改正法律第53号) に基づくものでなければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>3-2-17-3 樹木・芝生管理工 2. 剪定の施工 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について (厚生労働省 令和2年1月) よるものとし、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。 なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。</p>	<p>3-2-17-3 樹木・芝生管理工 2. 剪定の施工 受注者は、剪定の施工については各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。 なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り (抜根) 等の施工 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り (抜根)、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。</p>	<p>4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い追加
<p>15. 幹巻き 22. 薬剤散布の気象制限</p>	<p>15. 根巻き 22. 薬剤散布の気象条件</p>	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<h2>第4編 河 川 編</h2> <h3>第1章 築堤・護岸</h3>		
第1節 適用 6. 河積阻害等の防止 受注者は、河川工事の仮締切、瀬替え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	第1節 適用 6. 河積阻害等の防止 受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	文言修正
第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月 一部改正)	第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月 一部改正)	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
4-1-7-2 材料 表4-1-1 純ポリ塩化ビニル：(厚さ:1mm、色：透明) 表4-1-2 エチレン酢酸ビニル(厚さ:1mm、色：透明)の品質規格	4-1-7-2 材料 表4-1-1 純ポリ塩化ビニール：(厚さ:1mm、色：透明) 表4-1-2 エチレン酢酸ビニール(厚さ:1mm、色：透明)の品質規格	文言修正
(3) 品質管理 ② 受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出するものとする。	(3) 品質管理 ② 受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出するものとする。	文言修正
4-1-7-4 護岸付属物工 1. 適用規定(1) 横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4-1-7-4 護岸付属物工 1. 適用規定(1) 横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	文言修正
4-1-8-2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	4-1-8-2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	文言修正
4-1-9-1 一般事項 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	4-1-9-1 一般事項 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるも。	文言修正
4-1-9-4 間詰工 1. 適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4-1-9-4 間詰工 1. 適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	文言修正
4-1-10-6 元付工 元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による	4-1-10-6 元付工 元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による	文言修正
4-1-12-2 境界工 3. 設置位置 受注者は、境界杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用い境界線と一致させ、文字「県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	4-1-12-2 境界工 3. 設置位置 受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を一致させ、文字「県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	(一部修正) 国の改定に伴い修正
4-1-13-3 配管工 2. 単管の配管 受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければ	4-1-13-3 配管工 2. 単管の配管 受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければ	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
らない。	ばならない。	
第2章 浚渫（河川）		
4-2-3-1 一般事項 3. 避難場所の確保等	4-2-3-1 一般事項 3. 避難場所の確保	文言修正
4-2-4-3 作業船運転工 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	4-2-4-3 作業船運転工 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	文言修正
4-2-4-4 配土工 配土工の施工については、第3編3-2-16-2配土工の規定による。	4-2-4-4 配土工 配土工の施工については、第3編3-2-16-2配土工の規定による ものとする 。	文言修正
4-2-5-1 一般事項 4. 支障落下物の除去	4-2-5-1 一般事項 4. 支障落下物の処置	文言修正
第3章 樋門・樋管		
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下 の基準類による。 これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (令和6年3月一部改正) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和6年5月) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き (平成10年11月) 国土交通省 機械工事共通仕様書（案） (令和6年3月) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案） (令和3年3月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については 下記 の基準類による。 これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成26年12月一部改正) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和元年7月) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き (平成10年11月) 国土交通省 機械工事共通仕様書（案） (令和元年7月) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案） (平成29年3月)	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
4-3-5-1 一般事項 3. 堤防に設ける仮締切 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員 と協議しなければならない。	4-3-5-1 一般事項 3. 堤防に設ける仮締切 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき 施工するものとする が、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員 と協議しなければならない。	文言修正
6. 樋門・樋管の止水板 受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニル製止水板を用いるが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。 なお、受注者は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。	6. 樋門・樋管の止水板 受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニ ー ル製止水板を用いるが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。 なお、受注者は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。	文言修正
4-3-5-5 矢板工 2. 矢板継手の損傷防止 受注者は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。	4-3-5-5 矢板工 2. 矢板継手の破損防止 受注者は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければなら	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
	ない。	
4-3-5-6 函渠工 6. コンクリート構造の樋門及び樋管 (7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが 避けられない 場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	4-3-5-6 函渠工 6. コンクリート構造の樋門及び樋管 (7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが さけられない 場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	文言修正
8. ダク タイル 鉄管 の布設 (4) 受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを 確認した 上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。	8. ダグ タイル 鉄管 の布設 (4) 受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを 確かめた 上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。	文言修正
4-3-8-4 境界工 3. 杭（鉋）の設置 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、 杭頭部に示す中心点または矢印先端部 を用地境界線と一致させ、文字「県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	4-3-8-4 境界工 3. 杭（鉋）の設置 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、 杭の中心点 を用地境界線 上 と一致させ、文字「県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	(一部修正) 国の改定に伴い修正
第4章 水門		
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (令和6年3月一部改正) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編） (平成28年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編） (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編） (平成29年11月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案） (令和3年3月) 国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説 (令和3年2月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成26年12月一部改正) ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編） (平成28年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編） (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編） (平成29年11月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案） (平成29年3月) 国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説 (平成22年4月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
4-4-3-8 鋳造費 橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。	4-4-3-8 鋳造費 受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を原則とするが、設計図書による材質とする。	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
4-4-6-7 床版工 2. コンクリート打設	4-4-6-7 床版工 2. コンクリートの打設	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>4-4-7-4 間詰工 1. 適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p>	<p>4-4-7-4 間詰工 1. 適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p>	文言修正
<p>4-4-9-2 材料 2. 仮設構造物の点検 受注者は、仮設構造物の変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。</p>	<p>4-4-9-2 材料 2. 仮設構造物の点検 受注者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。</p>	文言修正
<p>4-4-9-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-4-9-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正
<p>4-4-14-1 一般事項 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>4-4-14-1 一般事項 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、次の事項を施工計画書に記載しなければならない。</p>	文言修正
<p>4-4-14-6 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-4-14-6 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正
<p>4-4-14-7 架設工(クレーン架設) 架設工(クレーン架設)の施工については、第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)の規定による</p>	<p>4-4-14-7 架設工(クレーン架設) 架設工(クレーン架設)については、第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)の規定による</p>	文言修正
<p>4-4-14-8 架設工(架設桁架設) 桁架設(架設桁架設)の施工については、第3編3-2-13-6架設工(架設桁架設)の規定による。</p>	<p>4-4-14-8 架設工(架設桁架設) 桁架設については、第3編3-2-13-6架設工(架設桁架設)の規定による。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正
<p>4-4-15-2 架設支保工(固定) 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。</p>	<p>4-4-15-2 架設支保工(固定) 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編3章第8節型枠・支保の規定による。</p>	文言修正
<p>4-4-15-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-4-15-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正
<p>4-4-18-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>4-4-18-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工の施工その他これらに類する工種について定める。</p>	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV下部構造編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p>	<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV下部構造編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p>	
<p>4-5-3-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p>	<p>4-5-3-1 一般事項</p> <p>1. 一般事項</p>	文言修正
<p>4-5-6-10 門柱工</p> <p>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第4編4-4-6-7床版工第3項及び第4項の規定による</p>	<p>4-5-6-10 門柱工</p> <p>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第4編4-4-6-7床版工第3項及び第4項の規定による</p>	文言修正
<p>4-5-7-8 堰本体工</p> <p>1. 水密性の確保</p> <p>受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p>	<p>4-5-7-8 堰本体工</p> <p>1. 水密性の確保</p> <p>受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p>	文言修正
<p>4-5-10-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-5-10-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>4-5-15-6 支承工</p> <p>支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-5-15-6 支承工</p> <p>支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正
<p>4-5-15-7 架設工(クレーン架設)</p> <p>架設工(クレーン架設)の施工については、第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)の規定による。</p>	<p>4-5-15-7 架設工(クレーン架設)</p> <p>プレキャスト桁の運搬については、第3編第2章第8節工場製品輸送工の規定による。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正
<p>4-5-15-8 架設工(架設桁架設)</p> <p>架設工(架設桁架設)の施工については、第3編3-2-13-6架設工(架設桁架設)の規定による。</p>	<p>4-5-15-8 架設工(架設桁架設)</p> <p>桁架設については、第3編3-2-13-6架設工(架設桁架設)の規定による。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正
<p>4-5-16-3 支承工</p> <p>支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-5-16-3 支承工</p> <p>支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>4-5-17-3 支承工</p> <p>支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-5-17-3 支承工</p> <p>支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月)</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説 (令和2年1月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月)</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案) 同解説 (平成27年2月)</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>4-6-4-1 一般事項</p>	<p>4-6-4-1 一般事項</p>	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
1. 適用工種	1. 適用工事	
4. 仮水路 受注者は、機場本体工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより 難い 場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	4. 仮水路 受注者は、機場本体工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより がたい 場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	文言修正
4-6-4-6 本体工 1. 基礎材の敷均し締固め	4-6-4-6 本体工 1. 基礎材の敷均し、締固め	文言修正
4-6-4-7 燃料貯油槽工 1. 基礎材の敷均し締固め	4-6-4-7 燃料貯油槽工 1. 基礎材の敷均し、締固め	文言修正
4-6-5-8 ブロック床版工 6. 適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4-6-5-8 ブロック床版工 6. 適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	文言修正
4-6-5-9 場所打水路工 1. 基礎材の敷均し締固め	4-6-5-9 場所打水路工 1. 基礎材の敷均し、締固め	文言修正
第7章 床止め・床固め		
4-7-4-6 本体工 1. 適用規定 本体工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 また、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然環境に配慮して計画された多自然型河川工法による本体工の施工については、工法の主旨を踏まえ施工しなければならない。	4-7-4-6 本体工 1. 適用規定 本体工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 また、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然環境に配慮して計画された多自然型河川工法による本体工の施工については、工法の主旨を踏まえ施工しなければならない。	文言修正
4-7-4-8 水叩工 2. 適用規定 水叩工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4-7-4-8 水叩工 2. 適用規定 水叩工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	文言修正
4-7-5-1 一般事項 6. 遮水シート及び止水シートの設置	4-7-5-1 一般事項 6. 遮水シート及び止水シート	文言修正
4-7-5-4 本堤工 1. 適用規定(1) 本堤工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4-7-5-4 本堤工 1. 適用規定(1) 本堤工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	文言修正
4-7-5-5 垂直壁工 1. 適用規定 垂直壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4-7-5-5 垂直壁工 1. 適用規定 垂直壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	文言修正
4-7-5-6 側壁工 1. 適用規定 側壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による	4-7-5-6 側壁工 1. 適用規定 側壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による	文言修正
4. 裏込工	4. 裏込工	文言修正

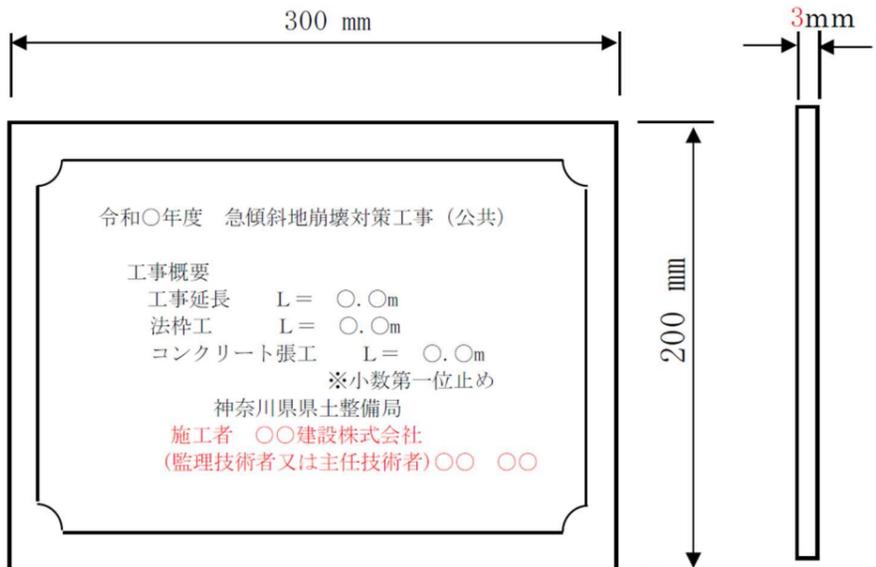
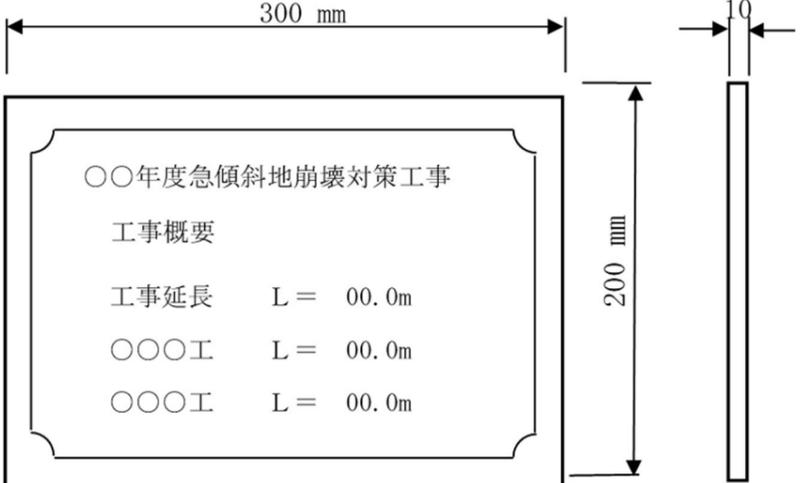
(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
受注者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さにぐり石または、砕石を敷均し、締め固めを行わなければならない。	受注者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さに栗石または、砕石を敷均し、締め固めを行わなければならない。	
4-7-6-3 コンクリート擁壁工 1. 一般事項 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割ぐり石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	4-7-6-3 コンクリート擁壁工 1. 一般事項 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	文言修正
2. 適用規定 コンクリート擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	2. 適用規定 コンクリート擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	文言修正
第8章 河川維持		
4-8-3-2 河川巡視工 3. 支障をきたす事実の処置 受注者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は、直ちに監督員に連絡しなければならない。	4-8-3-2 河川巡視工 3. 支障をきたす事実の処理 受注者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は、直ちに監督員に連絡しなければならない。	文言修正
4. 住民等からの通報の処置	4. 住民等からの通報処置	文言修正
4-8-4-2 堤防除草工 1. 草刈りの範囲	4-8-4-2 堤防除草工 1. 草刈の範囲	文言修正
4-8-5-2 芝養生工 1. 草等の処理 受注者は、抜き取り（抜根）した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	4-8-5-2 芝養生工 1. 草等の処理 受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	文言修正
3. 雑草の抜き取り（抜根） 受注者は、人力により雑草の抜き取り（抜根）を施工しなければならない。	3. 雑草 受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	文言修正
4-8-7-2 材料 3. クラック防止シート 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督員の承諾を得なければならない。	4-8-7-2 材料 3. クラック防止シート 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	文言修正
4-8-8-2 付属物復旧工 2. 支柱建て込み	4-8-8-2 付属物復旧工 2. 支柱建込	文言修正
第9章 河川修繕		
第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説 (令和2年1月)	第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (平成27年2月)	(一部修正) 適用すべき諸基準との整合

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>4-9-5-2 縁切工</p> <p>2. 適用規定(1)</p> <p>縁切工のうち、じゃかごの施工については、第3編3-2-3-27羽口工の規定による。</p>	<p>4-9-5-2 縁切工</p> <p>2. 適用規定(1)</p> <p>縁切工のうち、じゃかごの施工については、第3編3-2-3-277羽口工の規定による。</p>	文言修正
<p>4-9-7-8 道路付属物工</p> <p>3. 堤防定規断面</p>	<p>4-9-7-8 道路付属物工</p> <p>3. 堤防定規断面の確保</p>	文言修正
<p>4-9-8-3 付属物塗装工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。</p>	<p>4-9-8-3 付属物塗装工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の使用を適用しなければならない。</p>	文言修正
<h2>第5編 河川海岸 編</h2> <h3>第1章 堤防・護岸</h3>		
<p>第1節 適用</p> <p>4. 潮位観測</p>	<p>第1節 適用</p> <p>4. 潮位の観測</p>	文言修正
<p>5-1-5-5 場所打コンクリート工</p> <p>5. コンクリートの打込み</p>	<p>5-1-5-5 場所打コンクリート工</p> <p>5. コンクリート打込み</p>	文言修正
<p>5-1-5-6 海岸コンクリートブロック工</p> <p>11. コンクリートブロックの据付け</p>	<p>5-1-5-6 海岸コンクリートブロック工</p> <p>11. コンクリートブロックの据付</p>	文言修正
<p>5-1-6-5 コンクリート被覆工</p> <p>1. 止水板の施工</p>	<p>5-1-6-5 コンクリート被覆工</p> <p>1. 止水板を施工</p>	文言修正
<p>5-1-7-3 場所打擁壁工</p> <p>3. 現場打擁壁の打継目及び目地の施工</p> <p>現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合については、第5編5-1-6-5コンクリート被覆工の規定による。</p>	<p>5-1-7-3 場所打擁壁工</p> <p>3. 打擁壁の打継目及び目地の施工</p> <p>打擁壁に打継目及び目地を施工する場合については、第5編5-1-6-5コンクリート被覆工の規定による。</p>	文言修正
<p>4. 裏込石の施工</p> <p>受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。</p>	<p>4. 裏込石の施工</p> <p>受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐりまたはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。</p>	文言修正
<p>5-1-11-1 一般事項</p> <p>2. 一般事項(2)</p> <p>受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針 7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)、「道路土工要綱 2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>5-1-11-1 一般事項</p> <p>2. 一般事項(2)</p> <p>受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針 7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)、「道路土工要綱 2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	((一部修正) 適用すべき諸基準との整合
<p>5-1-12-5 管渠工</p> <p>2. コンクリート管 コルゲートパイプ管の施工</p> <p>受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工にあたっては、前後の水路とのすり</p>	<p>5-1-12-5 管渠工</p> <p>2. コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工</p> <p>受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工にあたっては、前後の水路とのすり</p>	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。	付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。	
5-1-13-4 境界工 3. 杭（鉋）の設置 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、 杭頭部に示す中心点または矢印先端部 を用地境界線と一致させ、文字「県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	5-1-13-4 境界工 3. 杭（鉋）の設置 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、 杭の中心点 を用地境界線 上 と一致させ、文字「県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	（一部修正） 国の改定に伴い修正
第2章 突堤・人工岬		
5-2-4-2 材料 2. 中埋用ぐり石 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用 ぐり石 は、おおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。	5-2-4-2 材料 2. 中埋用栗石 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用 栗石 は、おおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。	文言修正
5-2-4-5 吸出し防止工 1. 粗朶沈床工 受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、垂鉛引鉄線または、 しゅろ縄 等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	5-2-4-5 吸出し防止工 1. 粗朶沈床工 受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、垂鉛引鉄線または、 棕梠 等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	文言修正
5-2-5-4 被覆ブロック工 1. 施工上の注意 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に 努め なければならない。	5-2-5-4 被覆ブロック工 1. 施工上の注意 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に つとめ なければならない。	文言修正
5-2-5-11 ケーソン工 12. ゲート閉鎖 受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に 努め なければならない。	5-2-5-11 ケーソン工 12. ゲート閉鎖 受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に つとめ なければならない。	文言修正
14. 吊り降し進水 受注者は、吊り降し進水を行う場合は、施工ヤードを総合的に調査し、作業にともなうケーソンの保全に 努め なければならない。	14. 吊り降し進水 受注者は、吊り降し進水を行う場合は、施工ヤードを総合的に調査し、作業にともなうケーソンの保全に 努め なければならない。 また、ケーソン進水時に傾き等が生じた場合には、ケーソンが自力で浮上するよう直ちに処置を行い、監督員に連絡しなければならない。	（削除） 国の改定に伴う削除
21. ケーソン仮置き後の異常確認	21. ケーソン仮置き完了後の異常確認	文言修正
24. 曳航、回航にあたっての事故防止 受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に 努め なければならない。	24. 曳航、回航にあたっての事故防止 受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に つとめ なければならない。	文言修正
29. 気象及び海象の調査 受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付けをしなければならない。	29. 気象及び海象をの調査 受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付けをしなければならない。	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）		
5-3-3-2 材料 2. 中埋用ぐり石 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用ぐり石はおおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。	5-3-3-2 材料 2. 中埋用栗石 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。	文言修正
第4章 浚渫（海岸）		
5-4-4-1 一般事項 2. 浚渫仕様	5-4-4-1 一般事項 2. 浚渫作業	文言修正
第6編 砂防編 第1章 砂防堰堤		
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2023年制定] (2023年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2023年制定] (2023年9月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月） 砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧（平成28年版）	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） (平成25年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） (平成30年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月） 砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧（平成28年版）	（一部修正） 適用すべき諸基準類との整合
6-1-3-1 一般事項 1. 適用工種	6-1-3-1 一般事項 1. 一般事項	文言修正
6-1-8-1 一般事項 6. コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。 なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	6-1-8-1 一般事項 6. コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合は、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。 なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	文言修正
6-1-8-4 コンクリート堰堤本体工 7. 一層の厚さ 受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の一層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	6-1-8-4 コンクリート堰堤本体工 7. 1層の厚さ 受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>12. 砂防ソイルセメント</p> <p>受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」(砂防・地すべり技術センター、平成28年9月)、「現位置攪拌混合固化工法 (ISM工法) 設計・施工マニュアル第1回改訂版」(先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月)の規定による。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>		(新規) 国の改定に伴い追加
<p>13. 吸出し防止材の施工</p>	<p>12. 吸出し防止材の施工</p>	番号修正
<p>6-1-11-4 境界工</p> <p>1. 境界杭 (鉋) の設置位置</p> <p>受注者は、境界杭 (鉋) の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。</p>	<p>6-1-11-4 境界工</p> <p>1. 境界杭 (鉋) の設置位置</p> <p>受注者は、境界杭 (鉋) の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に報告しなければならない。</p>	文言修正
<p>3. 杭 (鉋) の設置</p> <p>受注者は、杭 (鉋) の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢先先端部を用地境界線と一致させ、文字「県」が内側 (官地側) になるようにしなければならない。</p>	<p>3. 杭 (鉋) の設置</p> <p>受注者は、杭 (鉋) の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上と一致させ、文字「県」が内側 (官地側) になるようにしなければならない。</p>	(一部修正) 国の改定の伴い修正
第3章 斜面对策		
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成25年10月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>土木研究センター 補強土 (テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)</p> <p>PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成24年9月)</p> <p>斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領 (平成28年3月)</p> <p>斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成25年10月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>土木研究センター 補強土 (テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)</p> <p>PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成24年9月)</p> <p>斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領 (平成28年3月)</p> <p>斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月)</p>	文言修正
<p>6-3-4-6 アンカー工 (プレキャストコンクリート板)</p> <p>1. PC法枠工の施工</p> <p>受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-6施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。</p>	<p>6-3-4-6 アンカー工 (プレキャストコンクリート板)</p> <p>1. PC法枠工の施工</p> <p>受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-4施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。</p>	番号修正
<p>6-3-7-1 一般事項</p> <p>5. 集水井の掘削</p> <p>受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。</p>	<p>6-3-7-1 一般事項</p> <p>5. 集水井の掘削</p> <p>受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘要
<p>6-3-9-1 一般事項</p> <p>2. 施工計画書</p> <p>受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>6-3-9-1 一般事項</p> <p>2. 施工計画書</p> <p>受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。</p>	番号修正
<p>3. 杭建て込みのための削孔</p> <p>受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を避けるように施工しなければならない。</p>	<p>3. 杭建て込みのための削孔</p> <p>受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。</p>	文言修正
<p>6-3-9-3 既製杭工</p> <p>3. 人工泥水</p> <p>受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を避けなければならない。</p>	<p>6-3-9-3 既製杭工</p> <p>3. 人工泥水</p> <p>受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならない。</p>	文言修正
<p>6-4-6-1 一般事項</p> <p>2. 施工計画書</p> <p>受注者は、アンカーの施工については第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えてアンカーの施工位置及び順序について、施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>6-4-6-1 一般事項</p> <p>2. 施工計画書</p> <p>受注者は、アンカーの施工については第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えてアンカーの施工位置及び順序について、施工計画書に記載しなければならない。</p>	番号修正
<p>6-4-8-1 一般事項</p> <p>1. 工事概要板の施工</p> <p>受注者は、工事概要板の施工に用いる材質又は表面に透明な高対候性フィルムにより被膜したアルミニウム板 (JIS H 4000 A 5052 P) を標準とする。寸法及び記載事項は、図4-1によらなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>図6-4-1 工事概要板</p> 	<p>6-4-8-1 一般事項</p> <p>1. 工事概要板の施工</p> <p>受注者は、工事概要板の施工にあたって、材質はアルミを使用し、寸法及び記載事項は、図4-1によらなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>図 6-4-1 工事概要板図</p>  <p>※1 監理技術者等氏名</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<h2>第7編 ダム編</h2> <h3>第1章 コンクリートダム</h3>		
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2023年制定] (2023年9月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） (平成25年10月)</p>	<p>(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合</p>
<p>7-1-3-5 岩盤面処理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。</p> <p>なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更を指示する場合があるものとする。</p>	<p>7-1-3-5 岩盤面処理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。</p> <p>なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更する場合があるものとする。</p>	<p>文言修正</p>
<p>7-1-3-6 不良岩等の処理</p> <p>2. 基礎岩盤からの湧水処理</p>	<p>7-1-3-6 不良岩等の処理</p> <p>2. 基礎岩盤から湧水処理</p>	<p>文言修正</p>
<p>7-1-4-5 材料の計量</p> <p>2. 各材料の計量</p> <p>受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、第1編1-3-5-4材料の軽量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。</p>	<p>7-1-4-5 材料の計量</p> <p>2. 各材料の計量</p> <p>受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。</p>	<p>(一部修正) 国の改定に伴い修正</p>
<p>4. 計量装置の精度確保</p> <p>受注者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告する。</p>	<p>4. 計量装置の精度確保</p> <p>受注者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。</p>	<p>文言修正</p>
<p>7-1-4-6 練混ぜ</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、水、セメント、骨材、混和材、混和剤が均一に練り混ぜられた状態になるまで、コンクリートを練り混ぜなければならない</p>	<p>7-1-4-6 練りませ</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、水、セメント、骨材、混和材、混和剤が均一に練り混ぜられた状態になるまで、コンクリートを練りませなければならない</p>	<p>文言修正</p>
<p>2. ミキサの練混ぜ性能試験</p> <p>受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー 第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの練混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。</p>	<p>2. ミキサの練りませ性能試験</p> <p>受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。</p>	<p>文言修正</p>

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘要																
3. 使用機器 受注者は、コンクリートの練混ぜにあたっては、バッチミキサーを用いなければならない	3. 使用機器 受注者は、コンクリートの練混ぜにあたっては、バッチミキサーを用いなければならない	文言修正																
4. 材料分離 ミキサーは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。	4. 材料分離 ミキサーは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。	文言修正																
5.1 練りの量及び練混ぜ時間の決定 受注者は、1練りの量及び練混ぜ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー 第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。 (1) 可傾式ミキサーの練混ぜ時間は、ミキサー内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表7-1-1を標準とする。 <div style="text-align: center;"> 表7-1-1 ミキサーの標準最小練りませ時間 <table border="1" data-bbox="457 730 1074 915"> <thead> <tr> <th>ミキサー容量 (m³)</th> <th>練りませ時間 (分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 以下～2 超</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>2 以下～1.5 超</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>1.5 以下</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> </div> (2) 受注者は、強制練りミキサーを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー 第2部：練混ぜ性能試験方法）により練混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	ミキサー容量 (m ³)	練りませ時間 (分)	3 以下～2 超	2.5	2 以下～1.5 超	2.0	1.5 以下	1.5	5.1 練りの量及び練混ぜ時間の決定 受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー 第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。 (1) 可傾式ミキサーの練混ぜ時間は、ミキサー内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表7-1-1を標準とする。 <div style="text-align: center;"> 表7-1-1 ミキサーの標準最小練りませ時間 <table border="1" data-bbox="1679 730 2297 915"> <thead> <tr> <th>ミキサー容量 (m³)</th> <th>練りませ時間 (分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 以下～2 超</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>2 以下～1.5 超</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>1.5 以下</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> </div> (2) 受注者は、強制練りミキサーを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー 第2部：練りませ性能試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	ミキサー容量 (m ³)	練りませ時間 (分)	3 以下～2 超	2.5	2 以下～1.5 超	2.0	1.5 以下	1.5	文言修正
ミキサー容量 (m ³)	練りませ時間 (分)																	
3 以下～2 超	2.5																	
2 以下～1.5 超	2.0																	
1.5 以下	1.5																	
ミキサー容量 (m ³)	練りませ時間 (分)																	
3 以下～2 超	2.5																	
2 以下～1.5 超	2.0																	
1.5 以下	1.5																	
6. 練混ぜ時間の範囲 練混ぜ時間は、本条5項で決定した時間の3倍以下とする。	6. 練りませ時間の範囲 練りませ時間は、本条5項で決定した時間の3倍以下とする。	文言修正																
7. 排出 受注者は、ミキサー内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	7. 排出 受注者は、ミキサー内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	文言修正																
7-1-4-8 打込み開始 3. 技術者の常駐 受注者は、コンクリートの打込み前に、設計図書に示す資格と経験を有する技術者を現場に常駐させなければならない。	7-1-4-8 打込み開始 3. 技術者の常駐 受注者は、コンクリートの打込み時に、設計図書に示す資格と経験を有する技術者を現場に常駐させなければならない。	文言修正																
7-1-4-8 打込み開始 4. コンクリート面の処置	7-1-4-8 打込み開始 4. コンクリート面の処理	文言修正																
7-1-4-9 コンクリートの打込み 3. コンクリート落下高さ 8. 異コンクリートの打継ぎ 受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変を避けるようコンクリートを打込まなければならない。	7-1-4-9 コンクリートの打込み 3. コンクリートの落下高さ 8. 異コンクリートの打継ぎ 受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変をさけるようコンクリートを打込まなければならない。	文言修正																

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>7-1-6-2 表面仕上げ 3. かなこて仕上げ 受注者は、ダムの越流部、導流部及び減勢部のコンクリートの表面は、平滑で不陸のない表面に仕上げなければならない。また、ダムの越流部で、型枠に接しない部分の表面仕上げにあたっては、こてを用い平滑に仕上げなければならない。</p>	<p>7-1-6-2 表面仕上げ 3. かなこて仕上げ 受注者は、ダムの越流部、導流部及び減勢部のコンクリートの表面は、平滑で不陸のない表面に仕上げなければならない。また、ダムの越流部で、型枠に接しない部分の表面仕上げにあたっては、かなこてを用い平滑に仕上げなければならない。</p>	文言修正
<p>7-1-9-2 プレクーリング 2. 氷使用時の注意 受注者は、練混ぜに用いる水の一部として氷を用いる場合には、コンクリートが練上るまでに氷が完全に溶けているものでなければならない。</p>	<p>7-1-9-2 プレクーリング 2. 氷使用時の注意 受注者は、練りませに用いる水の一部として氷を用いる場合には、コンクリートが練上るまでに氷が完全に溶けているものでなければならない。</p>	文言修正
<p>7-1-10-4 施工 5. 測定 受注者は、注入開始と同時に、以下の測定を行わなければならない。</p>	<p>7-1-10-4 施工 5. 測定 受注者は、注入水開始と同時に、以下の測定を行わなければならない。</p>	文言修正
<p>7-1-11-1 一般事項 2. 一般事項 受注者は、堤内仮排水路部、その他工事で便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリートにより完全に閉塞するものとする。</p>	<p>7-1-11-1 一般事項 2. 一般事項 受注者は、堤内仮排水路部、その他工事の便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリートにより完全に閉塞するものとする。</p>	文言修正
<p>7-1-11-2 コンクリートの施工 1. 施工計画書 (1) 受注者は、閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法について、施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>7-1-11-2 コンクリートの施工 1. 施工計画書 (1) 受注者は、閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法については、施工計画書に記載しなければならない。</p>	文言修正
第2章 フィルダム		
<p>7-2-4-1 一般事項 2. 盛立工 盛立工とは、フィルダムの構成部分であるロック、フィルター、コア盛立及び堤体法面保護の諸工種をいうものとする。</p>	<p>7-2-4-1 一般事項 2. 盛立工 盛立工とは、フィルダムの構成部分であるロック、フィルター、コア盛立及び堤体法面保護の諸工種をいう。</p>	文言修正
<p>7-2-4-1 一般事項 6. オーバーサイズの除去 受注者は、巻出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。</p>	<p>7-2-4-1 一般事項 6. オーバーサイズの除去 受注者は、まき出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。</p>	文言修正
<p>7-2-4-5 コアの盛立 2. 巻出し 受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。</p>	<p>7-2-4-5 コアの盛立 2. まき出し 受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。</p>	文言修正
<p>3. 巻出し厚と転圧 受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。</p>	<p>3. まき出し厚と転圧 受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。</p>	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>4. 巻出し材料の含水比 受注者は、巻出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督員の指示に従い処置しなければならない。</p>	<p>4. まき出し材料の含水比 受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督員の指示に従い処置しなければならない。</p>	文言修正
<p>5. 層間の密着性の確保 受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後に巻出しを行わなければならない。</p>	<p>5. 層間の密着性の確保 受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後にまき出しを行わなければならない。</p>	文言修正
<p>7-2-4-6 フィルターの盛立 2. 巻出し 受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。</p>	<p>7-2-4-6 フィルターの盛立 2. まき出し 受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。</p>	文言修正
<p>3. 巻出し厚と転圧 受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。</p>	<p>3. まき出し厚と転圧 受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。</p>	文言修正
<p>4. 巻出し材料の粒度 受注者は、巻出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督員の指示に従い処置しなければならない。</p>	<p>4. まき出し材料の粒度 受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督員の指示に従い処置しなければならない。</p>	文言修正
<p>7-2-4-7 ロックの盛立 2. 巻出し 受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。</p>	<p>7-2-4-7 ロックの盛立 2. まき出し 受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。</p>	文言修正
<p>3. 巻出し厚と転圧 受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。</p>	<p>3. まき出し厚と転圧 受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。</p>	文言修正
<p>4. 大塊・小塊の巻出し 受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に巻出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるように巻出さなければならない。</p>	<p>4. 大塊・小塊のまき出し 受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側にまき出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるようにまき出さなければならない。</p>	文言修正
第3章 基礎グラウチング		
<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によるものとし、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土技術研究センター グ라우チング技術指針・同解説 (平成15年7月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類等によるものとし、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土技術研究センター グ라우チング技術指針・同解説 (平成15年7月)</p>	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																																																																														
<h2>第8編 道路編</h2> <h3>第1章 道路改良</h3>																																																																																
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr><td>日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説</td><td>(平成29年3月)</td></tr> <tr><td>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説</td><td>(平成24年5月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工要綱</td><td>(平成21年6月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針</td><td>(平成21年6月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工盛土工指針</td><td>(平成22年4月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工擁壁工指針</td><td>(平成24年7月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工カルバート工指針</td><td>(平成22年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針</td><td>(平成11年3月)</td></tr> <tr><td>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針</td><td>(平成25年10月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 落石対策便覧</td><td>(平成29年12月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td><td>(平成26年3月)</td></tr> <tr><td>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル</td><td>(平成25年12月)</td></tr> <tr><td>土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル</td><td>(平成26年8月)</td></tr> <tr><td>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル</td><td>(平成26年8月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路防雪便覧</td><td>(平成2年5月)</td></tr> <tr><td>日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)</td><td>(平成16年12月)</td></tr> <tr><td>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)</td><td>(平成16年12月)</td></tr> <tr><td>日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td><td>(平成29年11月)</td></tr> </table>	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説	(平成29年3月)	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成24年5月)	日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工盛土工指針	(平成22年4月)	日本道路協会 道路土工擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会 道路土工カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針	(平成11年3月)	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)	日本道路協会 落石対策便覧	(平成29年12月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル	(平成25年12月)	土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)	日本道路協会 道路防雪便覧	(平成2年5月)	日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)	(平成16年12月)	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説	(平成29年11月)	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr><td>日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説</td><td>(平成27年3月)</td></tr> <tr><td>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説</td><td>(平成24年5月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工要綱</td><td>(平成21年6月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針</td><td>(平成21年6月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工盛土工指針</td><td>(平成22年4月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工擁壁工指針</td><td>(平成24年7月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工カルバート工指針</td><td>(平成22年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針</td><td>(平成11年3月)</td></tr> <tr><td>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻</td><td>(平成12年9月)</td></tr> <tr><td>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針</td><td>(平成25年10月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 落石対策便覧</td><td>(平成12年12月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td><td>(平成26年3月)</td></tr> <tr><td>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル</td><td>(平成25年12月)</td></tr> <tr><td>土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル</td><td>(平成26年8月)</td></tr> <tr><td>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル</td><td>(平成26年8月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路防雪便覧</td><td>(平成2年5月)</td></tr> <tr><td>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)</td><td>(平成16年12月)</td></tr> <tr><td>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)</td><td>(平成16年12月)</td></tr> <tr><td>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td><td>(平成29年11月)</td></tr> </table>	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説	(平成27年3月)	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成24年5月)	日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工盛土工指針	(平成22年4月)	日本道路協会 道路土工擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会 道路土工カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針	(平成11年3月)	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻	(平成12年9月)	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)	日本道路協会 落石対策便覧	(平成12年12月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成25年12月)	土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)	日本道路協会 道路防雪便覧	(平成2年5月)	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)	(平成16年12月)	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説	(平成29年11月)	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)	<p>(一部修正)</p> <p>適用すべき諸基準との整合</p>
日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説	(平成29年3月)																																																																															
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成24年5月)																																																																															
日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																															
日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)																																																																															
日本道路協会 道路土工盛土工指針	(平成22年4月)																																																																															
日本道路協会 道路土工擁壁工指針	(平成24年7月)																																																																															
日本道路協会 道路土工カルバート工指針	(平成22年3月)																																																																															
日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																																																															
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)																																																																															
日本道路協会 落石対策便覧	(平成29年12月)																																																																															
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																															
土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル	(平成25年12月)																																																																															
土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)																																																																															
土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)																																																																															
日本道路協会 道路防雪便覧	(平成2年5月)																																																																															
日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)	(平成16年12月)																																																																															
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)																																																																															
日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説	(平成29年11月)																																																																															
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)																																																																															
日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説	(平成27年3月)																																																																															
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成24年5月)																																																																															
日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																															
日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)																																																																															
日本道路協会 道路土工盛土工指針	(平成22年4月)																																																																															
日本道路協会 道路土工擁壁工指針	(平成24年7月)																																																																															
日本道路協会 道路土工カルバート工指針	(平成22年3月)																																																																															
日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																																																															
全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻	(平成12年9月)																																																																															
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)																																																																															
日本道路協会 落石対策便覧	(平成12年12月)																																																																															
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																															
土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成25年12月)																																																																															
土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)																																																																															
土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)																																																																															
日本道路協会 道路防雪便覧	(平成2年5月)																																																																															
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)	(平成16年12月)																																																																															
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)																																																																															
日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説	(平成29年11月)																																																																															
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)																																																																															
<p>8-1-7-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定</p> <p>受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-1-7-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定</p> <p>受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得</p>	<p>(一部削除)</p> <p>国の改定に伴い削除</p>																																																																														

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
	なければならない。	
8-1-11-1 一般事項 3. 新たな落石箇所発見時の処置	8-1-11-1 一般事項 3. 新たな落石箇所発見の処置	文言修正
第2章 舗 装		
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより 難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義 がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月) 国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月) 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年10月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和3年3月) 日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和3年12月) 土木学会 舗装標準示方書 [2023年制定] (令和5年10月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン 道路デザイン指針 (案) とその解説 (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これによ り難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑 義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月) 国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準の改定について・同解説 (平成16年3月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (平成28年12月) 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年度版) (平成8年10月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和3年3月) 日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和3年12月) 土木学会 舗装標準示方書 (平成27年10月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン道路デザイン指針 (案) とその解説 (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	(一部修正) 適用すべき諸基準 類との整合
8-1-11-1 一般事項 3. 新たな落石箇所発見時の処置	8-1-11-1 一般事項 3. 新たな落石箇所発見の処置	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>8-2-4-10 コンクリート舗装工</p> <p>4. 初期養生</p> <p>初期養生は、十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。</p>	<p>8-2-4-10 コンクリート舗装工</p> <p>4. 初期養生</p> <p>初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正
<p>6. 横収縮目地及び縦目地</p> <p>横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表8-2-1を標準とする。</p> <p>縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。</p>	<p>6. 横収縮目地及び縦目地</p> <p>横収縮目地はダウエルバーを用いるダミー目地を標準とし、目地間隔は、表8-2-1を標準とする。縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのダイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。</p>	文言修正
<p>8-2-5-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定</p> <p>排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び第8編8-2-5-3側溝工、第8編8-2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-2-5-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定</p> <p>排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び本編8-2-5-3側溝工、8-2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	文言修正
<p>8-2-8-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧 4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-2-8-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工」（日本道路協会、平成28年12月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>8-2-8-5 ボックスビーム工</p> <p>1. 機械施工</p> <p>受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。</p>	<p>8-2-8-5 ボックスビーム工</p> <p>1. 機械施工</p> <p>受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。</p>	文言修正
<p>8-2-9-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、第3編3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和4年1月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-2-9-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和61年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>8-2-9-2 材料</p> <p>2. 錆止めペイント</p> <p>標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものとする。</p>	<p>8-2-9-2 材料</p> <p>2. 錆止めペイント</p> <p>標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いる。</p>	文言修正
<p>5. 下地処理</p> <p>受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p>	<p>5. 下地処理</p> <p>受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない</p>	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>6. 文字・記号等</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>い。</p> <p>6. 文字・記号等</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(一部修正)</p> <p>適用すべき諸基準類との整合</p>
<p>8-2-11-3 道路植栽工</p> <p>9. 施工完了後の処置</p>	<p>8-2-11-3 道路植栽工</p> <p>9. 施工完了後の処理</p>	<p>文言修正</p>
<p>10. 添木の設置</p> <p>受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p>	<p>10. 添木の設置</p> <p>受注者は、添木の設置についてぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p>	<p>文言修正</p>
<p>13. 幹巻き</p> <p>受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゅろ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p>	<p>13. 幹巻き</p> <p>受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p>	<p>文言修正</p>
<p>14. 支柱の設置</p> <p>受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束する。</p>	<p>14. 支柱の設置</p> <p>受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束する。</p>	<p>文言修正</p>
<p>18. 植栽植樹の植替え</p> <p>(3) 枯死または、形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。</p>	<p>18. 植栽植樹の植替え</p> <p>(3) 枯死または、形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議する。</p>	<p>文言修正</p>
<p>8-2-12-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説 第5章 施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説 第7章 設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び「道路反射鏡設置指針 第2章 設置方法の規定及び 第5章 施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編3-2-3-10道路付属物工の規定、第8編8-2-5-3側溝工、第8編8-2-5-5集水柵(街渠柵)・マンホール工、第8編8-2-12-3境界工及び第8編8-2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-2-12-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定</p> <p>受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説 第5章 施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説 第7章 設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び「道路反射鏡設置指針 第2章 設置方法の規定及び 第5章 施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編3-2-3-10道路付属物工の規定、本編8-2-5-3側溝工、8-2-5-5集水柵(街渠柵)・マンホール工、8-2-12-3境界工及び8-2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>文言修正</p>
<p>8-2-12-3 境界工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、境界杭(鉄)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。</p>	<p>8-2-12-3 境界工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を一致させ、文字「県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。</p>	<p>(一部修正)</p> <p>国の改定に伴い修正</p>
<p>8-2-12-6 照明工</p> <p>2. 異常の処置</p> <p>受注者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しな</p>	<p>8-2-12-6 照明工</p> <p>2. 異常の処置</p> <p>受注者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意</p>	<p>文言修正</p>

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																																																																				
<p>なければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急措置を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に連絡し指示を受けなければならない。</p>	<p>しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急措置を行い、関係機関への通報を行なうとともに、監督員に連絡し指示を受けなければならない。</p>																																																																					
<h2>第3章 橋梁下部</h2>																																																																						
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td><td>（平成30年12月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td><td>（平成26年3月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋補修便覧</td><td>（昭和54年2月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 杭基礎施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 杭基礎設計便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和4年度改訂版]</td><td>（令和5年2月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工要綱</td><td>（平成21年6月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</td><td>（平成24年7月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</td><td>（平成22年3月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針</td><td>（平成11年3月）</td></tr> <tr><td>日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－</td><td>（平成29年11月）</td></tr> <tr><td>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td><td>（平成29年11月）</td></tr> </table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	（平成29年11月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）	日本道路協会 道路橋支承便覧	（平成30年12月）	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	日本道路協会 道路橋補修便覧	（昭和54年2月）	日本道路協会 杭基礎施工便覧	（令和2年9月）	日本道路協会 杭基礎設計便覧	（令和2年9月）	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和4年度改訂版]	（令和5年2月）	日本道路協会 道路土工要綱	（平成21年6月）	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－	（平成29年11月）	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td><td>（平成27年3月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td><td>（平成31年2月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td><td>（平成26年3月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋補修便覧</td><td>（昭和54年2月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 杭基礎施工便覧</td><td>（平成27年3月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 杭基礎設計便覧</td><td>（平成27年3月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧</td><td>（平成9年12月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工要綱</td><td>（平成21年6月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</td><td>（平成24年7月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</td><td>（平成22年3月）</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針</td><td>（平成11年3月）</td></tr> <tr><td>日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－</td><td>（平成29年11月）</td></tr> <tr><td>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td><td>（平成29年11月）</td></tr> </table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	（平成29年11月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（平成27年3月）	日本道路協会 道路橋支承便覧	（平成31年2月）	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	日本道路協会 道路橋補修便覧	（昭和54年2月）	日本道路協会 杭基礎施工便覧	（平成27年3月）	日本道路協会 杭基礎設計便覧	（平成27年3月）	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	（平成9年12月）	日本道路協会 道路土工要綱	（平成21年6月）	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－	（平成29年11月）	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）	<p>諸基準との整合 (R6)</p>
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）																																																																					
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）																																																																					
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）																																																																					
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	（平成29年11月）																																																																					
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）																																																																					
日本道路協会 道路橋支承便覧	（平成30年12月）																																																																					
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）																																																																					
日本道路協会 道路橋補修便覧	（昭和54年2月）																																																																					
日本道路協会 杭基礎施工便覧	（令和2年9月）																																																																					
日本道路協会 杭基礎設計便覧	（令和2年9月）																																																																					
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和4年度改訂版]	（令和5年2月）																																																																					
日本道路協会 道路土工要綱	（平成21年6月）																																																																					
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）																																																																					
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）																																																																					
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）																																																																					
日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－	（平成29年11月）																																																																					
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）																																																																					
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）																																																																					
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）																																																																					
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）																																																																					
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	（平成29年11月）																																																																					
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（平成27年3月）																																																																					
日本道路協会 道路橋支承便覧	（平成31年2月）																																																																					
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）																																																																					
日本道路協会 道路橋補修便覧	（昭和54年2月）																																																																					
日本道路協会 杭基礎施工便覧	（平成27年3月）																																																																					
日本道路協会 杭基礎設計便覧	（平成27年3月）																																																																					
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	（平成9年12月）																																																																					
日本道路協会 道路土工要綱	（平成21年6月）																																																																					
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）																																																																					
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）																																																																					
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）																																																																					
日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－	（平成29年11月）																																																																					
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）																																																																					
<p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>文言修正</p>																																																																				
<p>8-3-8-9 橋脚フーチング工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p>	<p>8-3-8-9 橋脚フーチング工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p>	<p>（一部修正） 適用すべき諸基準類との整合</p>																																																																				

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>6. フーチングの箱抜き施工</p> <p>受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>6. フーチングの箱抜き施工</p> <p>受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
	<p>8-3-8-10 橋脚架設工</p> <p>6. 無収縮モルタルの充填</p>	5項(水抜孔有効性に確認)に内容を移動
<p>8-3-6-8 橋台躯体工</p> <p>9. 吸出し防止材の施工</p> <p>受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流出しないように施工しなければならない。</p>	<p>8-3-6-8 橋台躯体工</p> <p>9. 吸出し防止材の施工</p> <p>受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。</p>	文言修正
<p>8-3-8-11 現場継手工</p> <p>2. 適用規定(2)</p> <p>受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-3-8-11 現場継手工</p> <p>2. 適用規定(2)</p> <p>受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>8-3-12-4 プレキャスト擁壁工</p> <p>プレキャスト擁壁工の施工については、第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p>	<p>8-3-12-4 プレキャスト擁壁工</p> <p>プレキャスト擁壁工の施工については、第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工の施工による。</p>	文言修正

第4章 鋼橋上部

<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
---	--	-------------------------

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>日本道路協会 鋼道路橋疲労設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)</p> <p>日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)</p> <p>日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年11月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧 (平成14年3月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	
<p>8-4-3-1 一般事項</p> <p>2. 施工計画書</p> <p>受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。</p>	<p>8-4-3-1 一般事項</p> <p>2. 施工計画書</p> <p>受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p>	文言修正
<p>8-4-3-11 鑄造費</p> <p>橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。</p>	<p>8-4-3-11 鑄造費</p> <p>橋歴板は、JIS H 2202 (鑄物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鑄物) の規定による。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正
<p>8-4-5-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-4-5-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
第5章 コンクリート橋上部		
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)</p> <p>日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)</p> <p>日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年11月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計施工指針(案) (平成7年12月)</p> <p>国土技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針 (平成30年8月)</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																														
<p>建設省 土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・工指針(案) (平成7年12月)</p> <p>国土技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針 (平成30年8月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>																															
<p>8-5-5-1 一般事項</p> <p>6. 検測</p> <p>受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。</p>	<p>8-5-5-1 一般事項</p> <p>6. 検測</p> <p>受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に調査結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。</p>	文言修正																														
<p>8-5-5-6 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-5-5-6 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合																														
<p>8-5-6-2 プレビーム桁製作工(現場)</p> <p>1. プレフレクション(応力導入)の施工</p> <p>プレフレクション(応力導入)の施工については、以下の規定による。</p> <p>(1) 鋼桁のプレフレクションにあたっては、鋼桁の鉛直度を測定の上、ねじれが生じないようにするものとする。</p>	<p>8-5-6-2 プレビーム桁製作工(現場)</p> <p>1. プレフレクション(応力導入)の施工</p> <p>プレフレクション(応力導入)の施工については、以下の規定による。</p> <p>(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認する。</p> <p>なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p>	文言修正																														
<p style="text-align: center;">表8-5-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定点</th> <th>測定方法</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷重計の示度</td> <td></td> <td>マノメーターの読み</td> <td>t</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>鋼桁のたわみ量</td> <td>支間中央</td> <td>レベル及びスケール</td> <td>mm</td> <td>-1~+3mm</td> </tr> </tbody> </table>	項目	測定点	測定方法	単位	規格値	荷重計の示度		マノメーターの読み	t	±5%	鋼桁のたわみ量	支間中央	レベル及びスケール	mm	-1~+3mm	<p style="text-align: center;">表8-5-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定点</th> <th>測定方法</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷重計の示度</td> <td></td> <td>マノメーターの読み</td> <td>t</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>鋼桁のたわみ量</td> <td>支点中央</td> <td>レベル及びスケール</td> <td>mm</td> <td>-1~+3mm</td> </tr> </tbody> </table>	項目	測定点	測定方法	単位	規格値	荷重計の示度		マノメーターの読み	t	±5%	鋼桁のたわみ量	支点中央	レベル及びスケール	mm	-1~+3mm	文言修正
項目	測定点	測定方法	単位	規格値																												
荷重計の示度		マノメーターの読み	t	±5%																												
鋼桁のたわみ量	支間中央	レベル及びスケール	mm	-1~+3mm																												
項目	測定点	測定方法	単位	規格値																												
荷重計の示度		マノメーターの読み	t	±5%																												
鋼桁のたわみ量	支点中央	レベル及びスケール	mm	-1~+3mm																												
<p>8-5-6-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-5-6-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合																														
<p>8-5-7-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-5-7-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合																														
<p>8-5-8-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-5-8-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合																														

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>8-5-10-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-5-10-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>8-5-11-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-5-11-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
第6章 トンネル (NATM)		
<p>第1節 適用 10. 火薬取扱主任者</p>	<p>第1節 適用 10. 火薬取扱主任</p>	文言修正
<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月) 土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設 (警報装置) の標準仕様 (昭和43年12月) 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月) 日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工—カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工—仮設構造物工指針 (平成11年3月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和3年4月) 日本みち研究所 補訂版「道路のデザイナー—道路デザイン指針 (案) とその解説—」 (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (令和6年3月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月) 土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 (平成28年8月) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設 (警報装置) の標準仕様 (昭和43年12月) 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月) 日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工—カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工—仮設構造物工指針 (平成11年3月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針 (案) とその解説— (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月)</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘要
<p>8-6-3-2 掘削工 1. 一般事項 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。 また、余掘が生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。</p>	<p>8-6-3-2 掘削工 1. 一般事項 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。 また、余掘が生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。</p>	<p>文言修正</p>
<p>8-6-4-2 材料 4. 金網工に使用する材料 金網工に使用する材料は、JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子) で150mm×150mm×径5mmの規格による。</p>	<p>8-6-4-2 材料 4. 金網工に使用する材料 金網工に使用する材料は、JIS G 3551 (溶接金網) で150mm×150mm×径5mmの規格による。</p>	<p>(一部追加) 国の改定に伴い追加</p>
<p>11. 横断目地 トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。</p>		<p>(新規) 国の改定に伴い追加</p>
<p>12. 打設時期</p>	<p>11. 打設時期</p>	<p>番号修正</p>
<p>8-6-6-2 材料 インバートコンクリート工に使用するコンクリートの規格は、設計図書による。</p>	<p>8-6-6-2 材料 インバートコンクリートに使用するコンクリートの規格は、設計図書による。</p>	<p>文言修正</p>
<p>8-6-6-4 インバート本体工 1. コンクリート打設</p>	<p>8-6-6-4 インバート本体工 1. インバート打設</p>	<p>文言修正</p>
<p>5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。</p>	<p>5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。</p>	<p>番号修正</p>
<p>8-6-8-6 銘板工 標示板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。なお、両坑口に図8-6-2を標準として取付けしなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="207 1344 712 1743"> <p>(標示板)</p> </div> <div data-bbox="771 1344 1216 1743"> <p>(取付け図)</p> </div> </div> <p style="color: red;">板厚 3 mm</p> <p>図8-6-2 標示板の設置イメージ図</p>	<p>8-6-8-6 銘板工 受注者は、標示板とし材質はJIS H 2202 (鋳物用黄銅合金地金) とし、両坑口に図8-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1454 1344 1958 1743"> <p>(標示板)</p> </div> <div data-bbox="2018 1344 2463 1743"> <p>(取付け図)</p> </div> </div> <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>図8-6-2 標示板の設置イメージ図</p>	<p>(一部修正) 国の改定に伴い修正</p>

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
第7章 コンクリートシェッド		
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月） 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2023制定〕（2023年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2023制定〕（2023年9月） 日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月） 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月） 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月） 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月） 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月） 日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月） 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月） 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p>	<p>（一部修正） 適用すべき諸基準類との整合</p>
<p>8-7-3-6 受台工</p> <p>2. 均しコンクリートの施工</p> <p>受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p>	<p>8-7-3-6 受台工</p> <p>2. 均コンクリートの施工</p> <p>受注者は、均コンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p>	<p>文言修正</p>
<p>3. 防錆処置等</p> <p>受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、錆、腐食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。</p> <p>なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3. 防錆処置</p> <p>受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーパーを塗布しなければならない。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、設計図書によらなければならない。</p>	<p>（一部修正） 国の改定に伴い修正</p>

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																																																																
<p>8-7-4-1 一般事項 2. 適用規定(2) 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-7-4-1 一般事項 2. 適用規定(2) 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合																																																																
<p>8-7-4-7 防水工 2. 防水工の接合部や隅角部 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張部等において、防水材相互が充分密着するように施工しなければならない。</p>	<p>8-7-4-7 防水工 2. 防水工の接合部や隅角部 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼り部等において、防水材相互が充分密着するように施工しなければならない。</p>	文言修正																																																																
<p>8-7-4-3 架設工 2. 適用規定(2) 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-7-4-3 架設工 2. 適用規定(2) 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合																																																																
<h2>第8章 鋼製シェッド</h2>																																																																		
<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td><td>(令和2年9月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧</td><td>(令和2年9月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td><td>(平成30年12月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td><td>(平成26年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説</td><td>(昭和54年1月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 杭基礎施工便覧</td><td>(令和2年9月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 杭基礎設計便覧</td><td>(令和2年9月)</td></tr> <tr><td>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編)</td><td>(平成16年12月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工要綱</td><td>(平成21年6月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針</td><td>(平成24年7月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針</td><td>(平成22年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針</td><td>(平成11年3月)</td></tr> </table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(令和2年9月)	日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成30年12月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)	日本道路協会 杭基礎施工便覧	(令和2年9月)	日本道路協会 杭基礎設計便覧	(令和2年9月)	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編)	(平成16年12月)	日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会 道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td><td>(平成29年11月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td><td>(平成27年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧</td><td>(昭和55年9月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td><td>(平成31年2月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td><td>(平成26年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説</td><td>(昭和54年1月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集</td><td>(平成3年7月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 杭基礎施工便覧</td><td>(平成27年3月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 杭基礎設計便覧</td><td>(平成27年3月)</td></tr> <tr><td>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編)</td><td>(平成16年12月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工要綱</td><td>(平成21年6月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針</td><td>(平成24年7月)</td></tr> <tr><td>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針</td><td>(平成22年3月)</td></tr> </table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	(平成29年11月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(平成27年3月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(昭和55年9月)	日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成31年2月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成3年7月)	日本道路協会 杭基礎施工便覧	(平成27年3月)	日本道路協会 杭基礎設計便覧	(平成27年3月)	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編)	(平成16年12月)	日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会 道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)																																																																	
日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(令和2年9月)																																																																	
日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成30年12月)																																																																	
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																	
日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)																																																																	
日本道路協会 杭基礎施工便覧	(令和2年9月)																																																																	
日本道路協会 杭基礎設計便覧	(令和2年9月)																																																																	
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編)	(平成16年12月)																																																																	
日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																	
日本道路協会 道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)																																																																	
日本道路協会 道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)																																																																	
日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成29年11月)																																																																	
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(平成27年3月)																																																																	
日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	(昭和55年9月)																																																																	
日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成31年2月)																																																																	
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																	
日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)																																																																	
日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成3年7月)																																																																	
日本道路協会 杭基礎施工便覧	(平成27年3月)																																																																	
日本道路協会 杭基礎設計便覧	(平成27年3月)																																																																	
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編)	(平成16年12月)																																																																	
日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																	
日本道路協会 道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)																																																																	
日本道路協会 道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)																																																																	

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>日本道路協会 道路土工ー仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	
<p>8-8-5-6 受台工</p> <p>4. 防錆処置</p> <p>受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。</p> <p>なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-8-5-6 受台工</p> <p>4. 防錆処置</p> <p>受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のための鉄筋モルタルペー ストを塗布しなければならない。</p> <p>これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関しては監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正
<p>5. 支承部の箱抜き施工</p> <p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>5. 支承部の箱抜き施工</p> <p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
<p>8-8-7-5 銘板工</p> <p>2. 銘板の材質</p> <p>銘板の材質は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) とする。</p>	<p>8-8-7-5 銘板工</p> <p>2. 銘板の材質</p> <p>銘板の材質は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) を原則とする。</p>	文言修正

第9章 地下横断歩道

<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 道路土工ーカルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工ーカルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
--	---	-------------------------

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
第10章 地下駐車場		
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針 (平成4年11月) 駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料 (平成10年6月) 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (令和3年3月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針(案)とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成9年11月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針 (平成4年11月) 駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料 (平成10年6月) 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成27年6月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針(案)とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合</p>
<p>8-10-5-1 一般事項</p> <p>2. 埋設管の位置確認</p> <p>受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。</p>	<p>8-10-5-1 一般事項</p> <p>2. 埋設管の位置</p> <p>受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。</p>	<p>文言修正</p>
第11章 共同溝		
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月) 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 (平成28年8月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針(案)とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月) 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月) 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 (平成28年8月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針(案)とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合</p>
<p>8-11-6-2 現場打躯体工</p> <p>2. 施工計画書</p> <p>受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。</p>	<p>8-11-6-2 現場打躯体工</p> <p>2. 施工計画書</p> <p>受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。</p>	<p>文言修正</p>
<p>8-11-6-5 防水工</p> <p>2. 防水層の破損防止</p>	<p>8-11-6-5 防水工</p> <p>2. 防水層の破損防止</p>	<p>文言修正</p>

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘要
受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水層が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	

第12章 電線共同溝

<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー （平成29年11月）</p> <p style="text-align: center;">日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン （平成29年11月）</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">道路保全技術センター 電線共同溝 （平成7年11月）</p> <p style="text-align: center;">日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー （平成29年11月）</p> <p style="text-align: center;">日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン （平成29年11月）</p>	(一部削除) 発行元が存在しないため
<p>8-12-5-2 管路工（管路部）</p> <p>5. 管路工（管路部）の施工</p> <p>受注者は、管路工（管路部）の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。</p> <p>なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドレルまたはテストケーブル、電力管については配管用ボビン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。</p>	<p>8-12-5-2 管路工（管路部）</p> <p>5. 管路工（管路部）の施工</p> <p>受注者は、管路工（管路部）の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。</p> <p>なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドリルまたはテストケーブル、電力管については配管用ボビン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。</p>	文言修正
<p>8-12-6-2 ハンドホール工</p> <p>ハンドホール工の施工については、第3編3-2-3-21ハンドホール工の規定による。</p>	<p>8-12-6-2 ハンドホール工</p> <p>ハンドホール工の施工については、第3編3-2-3-21ハンドホール工の規定による。</p>	文言修正

第13章 情報ボックス工

<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン_道路デザイン指針（案）とその解説_ （平成29年11月）</p> <p style="text-align: center;">日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン （平成29年11月）</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">道路保全技術センター 電線共同溝 （平成7年11月）</p> <p style="text-align: center;">日本みち研究所 補訂版道路のデザイン_道路デザイン指針（案）とその解説_ （平成29年11月）</p> <p style="text-align: center;">日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン （平成29年11月）</p>	(一部削除) 発行元が存在しないため
--	--	-----------------------

第14章 道路維持

<p>第1節 適用</p> <p>5. 臨機の措置</p>	<p>第1節 適用</p> <p>5. 臨機の措置</p>	番号修正
---	---	------

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																																																				
<p>受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p>	<p>受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p>																																																					
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会 道路維持修繕要綱</td> <td>(昭和53年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装再生便覧</td> <td>(令和6年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成31年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋補修便覧</td> <td>(昭和54年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編)</td> <td>(令和2年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編)</td> <td>(平成28年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説</td> <td>(平成28年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装施工便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説</td> <td>(平成13年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装設計施工指針</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装設計便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> </table>	日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	日本道路協会 舗装再生便覧	(令和6年3月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)	日本道路協会 道路橋補修便覧	(昭和54年2月)	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編)	(令和2年8月)	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編)	(平成28年11月)	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)	日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)	日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年2月)	日本道路協会 舗装設計便覧	(平成18年2月)	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—	(平成29年11月)	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会 道路維持修繕要綱</td> <td>(昭和53年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装再生便覧</td> <td>(平成22年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成31年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋補修便覧</td> <td>(昭和54年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編)</td> <td>(令和2年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編)</td> <td>(平成28年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説</td> <td>(平成28年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装施工便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説</td> <td>(平成13年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装設計施工指針</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装設計便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> </table>	日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	日本道路協会 舗装再生便覧	(平成22年11月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)	日本道路協会 道路橋補修便覧	(昭和54年2月)	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編)	(令和2年8月)	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編)	(平成28年11月)	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)	日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)	日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年2月)	日本道路協会 舗装設計便覧	(平成18年2月)	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—	(平成29年11月)	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)	<p>(一部修正)</p> <p>適用すべき諸基準類との整合</p>
日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																																																					
日本道路協会 舗装再生便覧	(令和6年3月)																																																					
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)																																																					
日本道路協会 道路橋補修便覧	(昭和54年2月)																																																					
日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編)	(令和2年8月)																																																					
日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編)	(平成28年11月)																																																					
日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)																																																					
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)																																																					
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)																																																					
日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年2月)																																																					
日本道路協会 舗装設計便覧	(平成18年2月)																																																					
日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—	(平成29年11月)																																																					
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)																																																					
日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																																																					
日本道路協会 舗装再生便覧	(平成22年11月)																																																					
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)																																																					
日本道路協会 道路橋補修便覧	(昭和54年2月)																																																					
日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編)	(令和2年8月)																																																					
日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編)	(平成28年11月)																																																					
日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)																																																					
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)																																																					
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)																																																					
日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年2月)																																																					
日本道路協会 舗装設計便覧	(平成18年2月)																																																					
日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—	(平成29年11月)																																																					
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)																																																					
<p>8-14-4-7 路上再生工</p> <p>1. 路上路盤再生工</p> <p>(1) 施工面の整備</p> <p>③ 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない</p> <p>(3) 最大乾燥密度</p> <p>受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-14-4-7 路上再生工</p> <p>1. 路上路盤再生工</p> <p>(1) 施工面の整備</p> <p>③ 受注者は、施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(3) 最大乾燥密度</p> <p>受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021 砂置換による路床の三つ府度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(一部修正)</p> <p>適用すべき諸基準類との整合</p>																																																				
<p>8-14-7-2 材料</p> <p>5. 標示板の下地処理</p> <p>受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p>	<p>8-14-7-2 材料</p> <p>5. 標示板の下地処理</p> <p>受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p>	<p>文言修正</p>																																																				
<p>6. 標示板の文字・記号等</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>6. 標示板の文字・記号等</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(一部修正)</p> <p>適用すべき諸基準類との整合</p>																																																				

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘要																																																																						
<p>8-14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）</p> <p>1. クラック状況の調査</p>	<p>8-14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）</p> <p>1. クラック状況を調査</p>	文言修正																																																																						
<p>8-14-15-7 検査路工</p> <p>1. 既設検査路の撤去作業</p> <p>受注者は、既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p>	<p>8-14-15-7 検査路工</p> <p>1. 既設検査路の撤去作業</p> <p>既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p>	文言修正																																																																						
<p>8-14-17-3 橋梁塗装工</p> <p style="text-align: center;">表8-14-2 素地調整程度と作業内容</p> <table border="1" data-bbox="240 596 1228 1438"> <thead> <tr> <th>素地調整程度</th> <th>さび面積</th> <th>塗膜異常面積</th> <th>作業内容</th> <th>作業方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。</td> <td>ブラスト法</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>30%以上</td> <td>—</td> <td>旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。</td> <td>ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用</td> </tr> <tr> <td>3種A</td> <td>15～30%</td> <td>30%以上</td> <td>活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、ふくれ）は除去する。</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3種B</td> <td>5～15%</td> <td>15～30%</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3種C</td> <td>5%以下</td> <td>5～15%</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>4種</td> <td>—</td> <td>5%以下</td> <td>粉化物、汚れなどを除去する。</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法	1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法	2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用	3種A	15～30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、ふくれ）は除去する。	同上	3種B	5～15%	15～30%	同上	同上	3種C	5%以下	5～15%	同上	同上	4種	—	5%以下	粉化物、汚れなどを除去する。	同上	<p>8-14-17-3 橋梁塗装工</p> <p style="text-align: center;">表8-14-2 素地調整程度と作業内容</p> <table border="1" data-bbox="1486 596 2475 1438"> <thead> <tr> <th>素地調整程度</th> <th>さび面積</th> <th>塗膜異常面積</th> <th>作業内容</th> <th>作業方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。</td> <td>ブラスト法</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>30%以上</td> <td>—</td> <td>旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。</td> <td>ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用、ブラスト法</td> </tr> <tr> <td>3種A</td> <td>15～30%</td> <td>30%以上</td> <td>活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、ふくれ）は除去する。</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3種B</td> <td>5～15%</td> <td>15～30%</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3種C</td> <td>5%以下</td> <td>5～15%</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>4種</td> <td>—</td> <td>5%以下</td> <td>粉化物、汚れなどを除去する。</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法	1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法	2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用、 ブラスト法	3種A	15～30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、ふくれ）は除去する。	同上	3種B	5～15%	15～30%	同上	同上	3種C	5%以下	5～15%	同上	同上	4種	—	5%以下	粉化物、汚れなどを除去する。	同上	(一部追加) 国の改定に伴い追加
素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法																																																																				
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法																																																																				
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用																																																																				
3種A	15～30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、ふくれ）は除去する。	同上																																																																				
3種B	5～15%	15～30%	同上	同上																																																																				
3種C	5%以下	5～15%	同上	同上																																																																				
4種	—	5%以下	粉化物、汚れなどを除去する。	同上																																																																				
素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法																																																																				
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法																																																																				
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用、 ブラスト法																																																																				
3種A	15～30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、ふくれ）は除去する。	同上																																																																				
3種B	5～15%	15～30%	同上	同上																																																																				
3種C	5%以下	5～15%	同上	同上																																																																				
4種	—	5%以下	粉化物、汚れなどを除去する。	同上																																																																				
<p>8-14-18-4 漏水対策工</p> <p>1. 漏水補修工の施工箇所</p> <p>受注者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるが、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>8-14-18-4 漏水対策工</p> <p>1. 漏水補修工の施工箇所</p> <p>受注者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるが、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない</p>	文言修正																																																																						
<p>2. 線導水の施工</p> <p>受注者は、線導水の施工については、はつり後、浮きコンクリートを除去しなければならない。</p>	<p>2. 線導水の施工</p> <p>受注者は、線導水の施工については、ハツリ後、浮きコンクリートを除去しなければならない。</p>	文言修正																																																																						
<p>8-14-20-4 路肩整正工</p> <p>受注者は、路肩整正の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。</p>	<p>8-14-20-4 路肩整正工</p> <p>受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。</p>	文言修正																																																																						

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>8-14-21-1 一般事項 2. 出来高確認方法</p>	<p>8-14-21-1 一般事項 2. 出来高確認の方法</p>	文言修正
<p>8-14-23-1 一般事項 3. 発生材の処理 冬期対策施設工の施工による発生材の処理は、第3編3-2-9-15運搬処理工の規定によるものとする。</p>	<p>8-14-23-1 一般事項 3. 発生材の処理 冬期対策施設工の施工による発生材の処理は、第3編3-2-9-15運搬処理工の規定によるしな なければならない。</p>	文言修正
第15章 雪 寒		
<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月） 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月） 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月） 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月） 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月） 日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本建設機械協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月） 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月） 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月） 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月） 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p>	文言修正
<p>8-15-3-1 一般事項 2. 施工計画書 除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。 なお、第1編1-1-1-6施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。</p>	<p>8-15-3-1 一般事項 2. 施工計画書 除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。 なお、第1編1-1-1-4施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。</p>	番号修正
<p>7. 報告書 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するとともに、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>7. 報告書 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するとともに、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。</p>	文言修正
<p>8-15-3-5 凍結防止工 4. 凍結防止剤の保管等 受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械施工協会、平成16年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-15-3-5 凍結防止工 4. 凍結防止剤の保管等 受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械協会、平成16年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	文言修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要																																												
<p>8-15-3-9 待機補償費</p> <p>2. 待機補償における待機の期間及び内容</p> <p>待機の期間、待機時間、待機人員及び内容は、設計図書または監督員の指示によるものとする。</p>	<p>8-15-3-9 待機補償費</p> <p>2. 待機補償における待機の機関及び内容</p> <p>待機の期間、待機時間、待機人員及び内容は、設計図書または監督員の指示によるものとする。</p>	文言修正																																												
第16章 道路修繕																																														
<p>5. 臨機の措置</p> <p>受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p>	<p>5. 臨機の措置</p> <p>受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p>	番号修正																																												
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">日本道路協会 道路維持修繕要綱</td> <td style="width: 30%;">(昭和53年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td> <td>(平成26年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成31年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装再生便覧</td> <td>(令和6年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋補修便覧</td> <td>(昭和54年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装施工便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説</td> <td>(平成13年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装設計施工指針</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装設計便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> </table>	日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)	日本道路協会 舗装再生便覧	(令和6年3月)	日本道路協会 道路橋補修便覧	(昭和54年2月)	日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)	日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年2月)	日本道路協会 舗装設計便覧	(平成18年2月)	日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">日本道路協会 道路維持修繕要綱</td> <td style="width: 30%;">(昭和53年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td> <td>(平成26年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成31年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装再生便覧</td> <td>(平成22年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋補修便覧</td> <td>(昭和54年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装施工便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説</td> <td>(平成13年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装設計施工指針</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装設計便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td> <td>(平成29年11月)</td> </tr> </table>	日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)	日本道路協会 舗装再生便覧	(平成22年11月)	日本道路協会 道路橋補修便覧	(昭和54年2月)	日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)	日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年2月)	日本道路協会 舗装設計便覧	(平成18年2月)	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																																													
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																													
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)																																													
日本道路協会 舗装再生便覧	(令和6年3月)																																													
日本道路協会 道路橋補修便覧	(昭和54年2月)																																													
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)																																													
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)																																													
日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年2月)																																													
日本道路協会 舗装設計便覧	(平成18年2月)																																													
日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)																																													
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)																																													
日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																																													
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																													
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)																																													
日本道路協会 舗装再生便覧	(平成22年11月)																																													
日本道路協会 道路橋補修便覧	(昭和54年2月)																																													
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)																																													
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)																																													
日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年2月)																																													
日本道路協会 舗装設計便覧	(平成18年2月)																																													
日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)																																													
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)																																													
<p>8-16-3-1 一般事項</p> <p>3. 鋳鉄品及び鋳造品</p> <p>受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたっては、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。</p>	<p>8-16-3-1 一般事項</p> <p>3. 鋳鉄品及び鋳造品</p> <p>受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない、</p>	文言修正																																												
<p>8-16-9-1 一般事項</p> <p>2. 標識工錆止めペイント</p> <p>標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) からJIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) に適合するものとする。</p>	<p>8-16-9-1 一般事項</p> <p>2. 標識工錆止めペイント</p> <p>標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) からJIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) に適合するものを用いるものとする。</p>	文言修正																																												
<p>6. 標示板の文字・記号等</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(国土交通省 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>6. 標示板の文字・記号等</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年10月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	(一部修正) 適用すべき諸基準類との整合																																												

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和6年11月版)	摘 要
<p>8-16-17-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定</p> <p>法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針 第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-16-17-1 一般事項</p> <p>2. 適用規定</p> <p>法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針 第8章吹付工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	文言修正
<p>8-16-18-1 一般事項</p> <p>2. 落石雪害防止工の施工</p> <p>受注者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡しなければならない。</p>	<p>8-16-18-1 一般事項</p> <p>2. 落石雪害防止工の施工</p> <p>受注者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡しなければならない。</p>	文言修正
<p>8-16-19-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、橋梁床版工として床版補強工(鋼板接着工法)、床版補強工(増桁架設工法)、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>8-16-19-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、橋梁床版工として床版補強工(鋼板接着工法)・(増桁架設工法)、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。</p>	文言修正
<p>8-16-22-4 落橋防止装置工</p> <p>1. 配筋状況の確認</p>	<p>8-16-22-4 落橋防止装置工</p> <p>1. 配筋状態の確認</p>	文言修正
<p>8-16-24-4 RC 橋脚鋼板巻立て工</p> <p>27. 騒音と粉じん</p> <p>受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-34環境対策の規定によらなければならない。</p>	<p>8-16-24-4 RC 橋脚鋼板巻立て工</p> <p>27. 騒音と粉じん</p> <p>受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定によらなければならない。</p>	番号修正
<p>29. 超音波探傷試験の検査技術者</p> <p>超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305(非破壊試験技術者の資格及び認証)に基づく2種以上の有資格者とする。</p>	<p>29. 超音波探傷試験の検査技術者</p> <p>超音波探傷試験の検査技術者は、(一社)日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。</p>	(一部修正) 国の改定に伴い修正
<p>8-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工</p> <p>6. 騒音と粉じん対策</p> <p>施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-34環境対策の規定による。</p> <p>なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。</p>	<p>8-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工</p> <p>6. 騒音と粉じん対策</p> <p>施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定による。</p> <p>なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。</p>	番号修正